

**水質汚濁防止法の一部を改正する
法律関係資料集
～地下水汚染の未然防止対策～**

平成24年5月

大分県生活環境部環境保全課

【目次】

<ページ>

- | | | |
|---|--|---------|
| 1 | 特定施設(有害物質貯蔵指定施設)設置(使用、変更)届出書の記載例 | p 1~10 |
| ① | 第5条第1項の規定による有害物質使用特定施設の例 | |
| ② | 第5条第3項の規定による有害物質使用特定施設の例 | |
| ③ | 第5条第3項の規定による有害物質貯蔵指定施設の例 | |
| 2 | 関係主要通知 | p 11~34 |
| ● | 水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について
(平成24年3月27日環水大水発第120327003号環水大土発第120327002号環境省水・大気環境局長通知) | |
| ● | 水質汚濁防止法施行規則の一部改正に伴う届出様式の記載等について
(平成24年3月27日環水大土発第120327003号環境省水・大気環境局土壌環境課地下水・地盤環境室長通知) *新旧届出様式添付 | |
| 3 | 有害物質使用特定施設等に関する基準及び点検の方法一覧表(整理表) | p 35~56 |
| 4 | 水質汚濁防止法・施行令・施行規則三段表 | p 57~82 |
| 5 | 問い合わせ先(管轄機関)一覧 | p 83 |

当資料は、大分県生活環境部環境保全課のホームページに掲載しています。

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13350/>

1 特定施設(有害物質貯蔵指定施設)設置(使用、変更)届出書の記載例

第5条第1項の規定による有害物質使用特定施設の例
(様式の変更、追加があった部分に限る)

特定施設 (有害物質貯蔵指定施設) 設置 (使用、変更) 届出書

2012年7月24日

都道府県知事
(市長) 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつてはその代表者の氏名 印

水質汚濁防止法第5条第1項、第2項又は第3項 (第6条第1項又は第2項、第7条) の規定により、特定施設 (有害物質貯蔵指定施設) について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		〇〇株式会社 △△事業所	※整理番号	
工場又は事業場の所在地		〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市△△1-2-3	※受理年月日	年 月 日
第5条第1項関係	特定施設の種類	65 酸又はアルカリによる表面処理施設 66 電気めっき施設	※施設番号	
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	※審査結果	
	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※備考	
	△特定施設の設備 (有害物質使用特定施設の場合に限る。)	別紙1の2のとおり。		
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。		
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。		
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。		
△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。			
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類			
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。		
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。		
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。		
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。		

様式第1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
 - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 排水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
 - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
 - 9 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

有害物質使用特定施設の場合、別紙2（使用の方法）については、以下の点に留意すること

届出様式においては義務とはなっていないが、管理要領、点検頻度、同等以上の点検の内容などについて、必要に応じて添付することが望ましい。

その他参考となるべき事項の欄には、有害物質使用特定施設の場合において、有害物質の製造、処理を行っている場合には、製造、処理を行っている有害物質の種類を記載することが望ましい（届出がなされた特定施設のうち、どの施設が有害物質使用特定施設になるかを把握するため）。なお、有害物質を使用している場合、原材料の欄に記載される場合には、改めて記載する必要はないが、記載されていない場合にはその他参考となるべき事項の欄に記載する。

特定施設の構造

工場又は事業場における施設番号	B-1	B-2
特定施設番号及び名称	65 酸又はアルカリによる表面処理施設	66 電気めっき施設
型式	浸漬式 (△△△社製 CM-5)	全自動バレル回転式 (△△△社製 ZB-A1)
構造	鉄製、内部を塩化ビニールライニング（構造図は資料〇のとおり）	鉄製、内部を塩化ビニールライニング（構造図は資料〇のとおり）
主要寸法	槽寸法 ・酸浸槽1m×1m×1.5m×1槽	・装置全体で 1m×10m×1.5m (各槽の寸法は資料〇のとおり)
能力	ねじ 3,000個/日	ねじ 5,000個/日
配置	めっき工場棟1階 (配置は、資料〇のとおり)	めっき工場棟1階 (配置は、資料〇のとおり)
設置年月日	年 月 日 ※使用届の場合に記入。以下同様	年 月 日
工事着手予定年月日	2012年9月24日	2012年9月24日
工事完成予定年月日	2012年10月1日	2012年10月1日
使用開始予定年月日	2012年10月1日	2012年10月1日
その他参考となるべき事項	床面は厚さ100mmのコンクリート 周囲には側溝を設け、流出を防止	有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。 防液堤等については、可能な場合には容量を記入すること。

備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

2 その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

別紙1の2

特定施設の設備

<u>工場又は事業場における施設番号</u>	B-1	B-2
<u>特定施設番号及び名称</u>	65 酸又はアルカリによる表面処理施設	66 電気めっき施設
<u>設備</u>	地上配管、排水溝、ためます	排水溝
<u>構造</u>	配管 ステンレス製 排水溝、ためます コンクリート製、厚さ50mm	コンクリート製、厚さ50mm
<u>主要寸法</u>	配管 直径100mm×30m 排水溝 幅300mm×深さ200mm×10m ためます 500mm×500mm×400mm	幅300mm×深さ20mm×3m (途中でB-1の排水溝と合流)
<u>配置</u>	めっき工場1階 (配置は資料〇のとおり)	めっき工場1階 (配置は資料〇のとおり)
<u>設置年月日</u>	年 月 日	年 月 日
<u>工事着手予定年月日</u>	2012年9月24日	2012年9月24日
<u>工事完成予定年月日</u>	2012年10月1日	2012年10月1日
<u>使用開始予定年月日</u>	2012年10月1日	2012年10月1日
<u>その他参考となるべき事項</u>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>配管については、地下配管（トレンチ）、地下配管（埋設）などのケースも考えられる。トレンチの場合はトレンチの構造についても記載すること</p> </div>	

備考 1 有害物質使用特定施設に該当しない場合には、本様式を提出することを要しない。

2 配置の欄には、当該特定施設の設備の配置を記載すること。

「設備」の欄には、施設に付帯する配管等、排水溝等の設備の名称を記載すること
 「構造」の欄には、設備の材質を記載するとともに、検知設備を有する場合にはその旨記載すること

「主要寸法」の欄については、設備のうち、主なものについて寸法を記載すること
 「配置」の欄については、建物の名称・位置等を記載するとともに、地下に設置されている場合にはその旨を明記すること。

有害物質を含む水が流れない場合には、構造等に関する基準が適用されないので、その他参考となるべき事項の欄にその旨記載すること。



特定施設 (有害物質貯蔵指定施設) 設置 (使用、変更) 届出書

2012年7月24日

都道府県知事
殿
(市長)

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつてはその代表者の氏名

印

水質汚濁防止法第5条第1項、第2項又は第3項 (第6条第1項又は第2項、第7条) の規定により、特定施設 (有害物質貯蔵指定施設) について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		〇〇株式会社 △△事業所	※整理番号	
工場又は事業場の所在地		〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市△△1-2-3	※受理年月日	年 月 日
第5条第1項関係	特定施設の種類の		※施設番号	
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	※審査結果	
	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※備考	
	△特定施設の設備 (有害物質使用特定施設の場合に限る。)	別紙1の2のとおり。		
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。		
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。		
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。		
△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。			
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類の			
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。		
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。		
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。		
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。		

様式第1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input checked="" type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
 - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 排水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
 - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
 - 9 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造

<u>工場又は事業場における施設番号</u>	B-1	B-2
<u>有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別</u>	有害物質使用特定施設	有害物質使用特定施設
<u>型 式</u>	浸漬式 (△△△社製 CM-5)	全自動バレル回転式 (△△△社製 ZB-A1)
<u>構 造</u>	鉄製、内部を塩化ビニールライニング（構造図は資料〇のとおり）	鉄製、内部を塩化ビニールライニング（構造図は資料〇のとおり）
<u>主 要 寸 法</u>	槽寸法 ・酸浸槽1m×1m×1.5m×1槽	・装置全体で 1m×10m×1.5m (各槽の寸法は資料〇のとおり)
<u>能 力</u>	ねじ 3,000個/日	ねじ 5,000個/日
<u>配 置</u>	めっき工場棟1階 (配置は、資料〇のとおり)	めっき工場棟1階 (配置は、資料〇のとおり)
<u>床 面 及 び 周 囲</u>	床面は厚さ100mmのコンクリート 周囲には側溝を設け、流出を防止 ※防液堤等について、可能な場合には容量を記入	床面は厚さ100mmのコンクリート 周囲には側溝を設け、流出を防止
<u>設 置 年 月 日</u>	年 月 日	年 月 日
<u>工事着手予定年月日</u>	2012年9月24日	2012年9月24日
<u>工事完成予定年月日</u>	2012年10月1日	2012年10月1日
<u>使用開始予定年月日</u>	2012年10月1日	2012年10月1日
<u>その他参考となるべき事項</u>		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

「配置」の欄には、地下に設置されている場合には、その旨記載すること
※有害物質使用特定施設の場合には、別紙1～6の書きぶりを参考とする（以下同様）。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備

<u>工場又は事業場における施設番号</u>	B-1	B-2
<u>有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別</u>	有害物質使用特定施設	有害物質使用特定施設
<u>設 備</u>	地上配管、排水溝、ためます	排水溝
<u>構 造</u>	配管 ステンレス製 排水溝、ためます コンクリート製、厚さ50mm	コンクリート製、厚さ50mm
<u>主 要 寸 法</u>	配管 直径100mm×30m 排水溝 幅300mm×深さ200mm×10m ためます 500mm×500mm×400mm	幅300mm×深さ20mm×3m (途中でB-1の排水溝と合流)
<u>配 置</u>	めっき工場1階 (配置は資料〇のとおり)	めっき工場1階 (配置は資料〇のとおり)
<u>設 置 年 月 日</u>	年 月 日	年 月 日
<u>工事着手予定年月日</u>	2012年9月24日	2012年9月24日
<u>工事完成予定年月日</u>	2012年10月1日	2012年10月1日
<u>使用開始予定年月日</u>	2012年10月1日	2012年10月1日
<u>その他参考となるべき事項</u>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> 配管については、 地下配管（トレンチ）、地下配管（埋設）などのケースも考えられる。トレンチの場合はトレンチの構造についても記載すること </div>	

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

「設備」の欄には、施設に付帯する配管等、排水溝等の設備の名称を記載すること
 「構造」の欄には、設備の材質を記載するとともに、検知設備を有する場合にはその旨記載すること
 「主要寸法」の欄については、設備のうち、主なものについて寸法を記載すること
 「配置」の欄については、建物の名称・位置等を記載するとともに、地下に設置されている場合にはその旨を明記すること。
 有害物質を含む水が流れない場合には、構造等に関する基準が適用されないので、その他参考となるべき事項の欄にその旨記載すること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法

<u>工場又は事業場における施設番号</u>	B-1	B-2
<u>有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別</u>	有害物質使用特定施設	有害物質使用特定施設
<u>設置場所</u>	めっき工場1階 (配置は資料〇のとおり)	めっき工場1階 (配置は資料〇のとおり)
<u>操業の系統</u>	〇〇処理を行う ※原料から製品までの製造工程のフローシートを添付し、工程における特定施設を他の施設と区分する。	▲▲めっきを行う
<u>使用時間間隔</u>	週に2～3日程度使用し、使用時間帯は不規則	10時～16時
<u>1日当たりの使用時間</u>	4時間	6時間
<u>使用の季節的変動</u>	なし	6月中旬～7月中旬 100%稼働 12月中旬～1月中旬 30%稼働 その他 70%稼働
<u>原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量(有害物質使用特定施設の場合に限る。)</u>	<前処理行程> 〇〇 <〇〇処理> □□	<前処理行程> 〇〇 <めっき行程> □□
<u>貯蔵する有害物質の種類(有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)</u>		
<u>その他参考となるべき事項</u>		

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

届出様式においては義務とはなっていないが、管理要領、点検頻度、同等以上の点検の内容などについて、必要に応じて添付することが望ましい。

その他参考となるべき事項の欄には、有害物質使用特定施設の場合において、有害物質の製造、処理を行っている場合には、製造、処理を行っている有害物質の種類を記載することが望ましい(届出がなされた特定施設のうち、どの施設が有害物質使用特定施設になるかを把握するため)。なお、有害物質を使用している場合、原材料の欄に記載される場合には、改めて記載する必要はないが、記載されていない場合にはその他参考となるべき事項の欄に記載する。

別紙15 (新規)

用水及び排水の系統 (搬入及び搬出の系統)

<p>施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統 (有害物質使用特定施設の場合に限る。)又は貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統 (有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)</p>	<p>水道水 ↓ めっき工程 (洗浄等) ↓ めっき排水処理装置 ↓ 排水口</p> <p>※必要に応じ用水及び排水の系統がわかる図面を添付する</p>		
<p>用途別用水量</p>	用 途	使 用 水	用水使用量(m ³ /日)
	めっき等工程	水道水	1 2

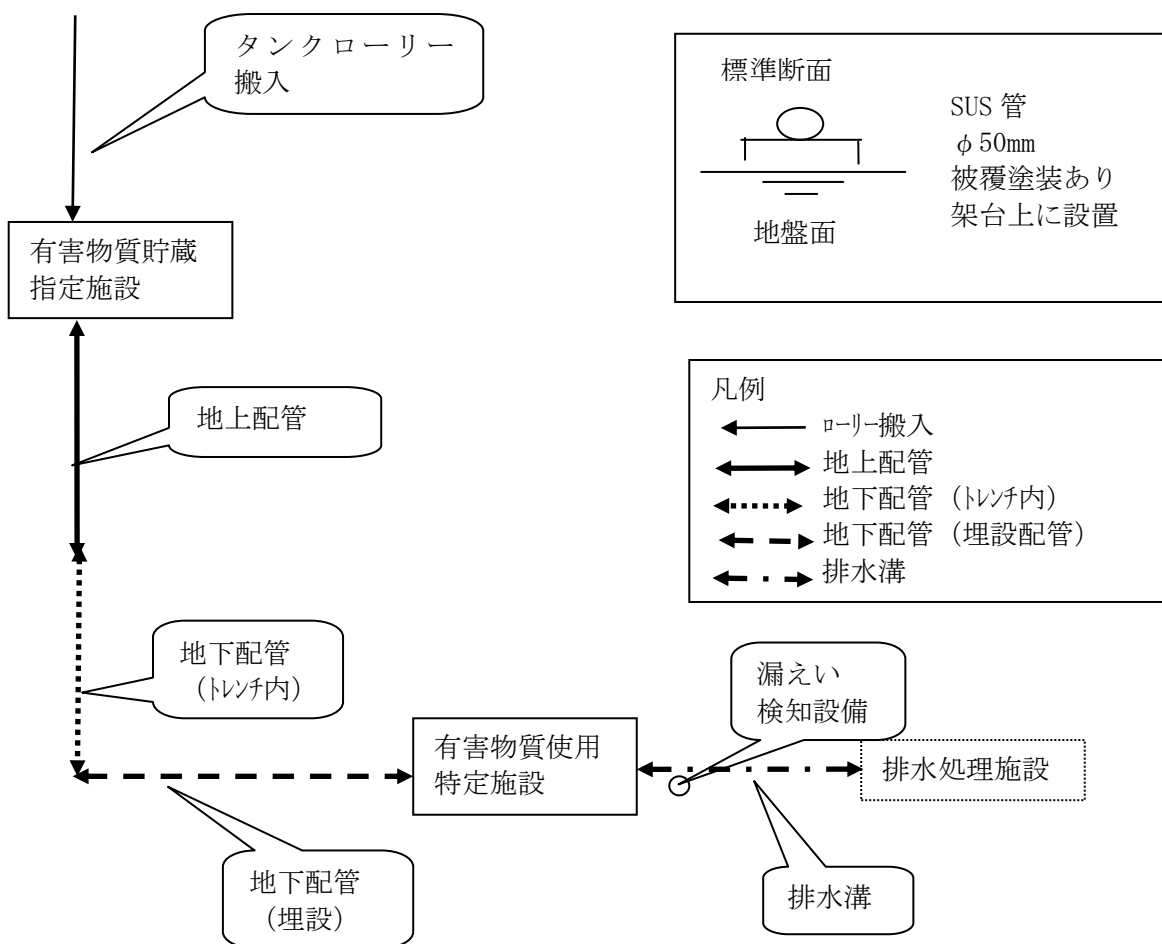
備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水量の欄には記載しないこと。

○用水及び排水の系統及び搬入及び搬出に関する図面について

用水及び排水の系統については、これまで特定施設において、図面等の提出を求めていた自治体も多いと考えられる。

水濁法第5条第3項の規定に基づく届出においては、有害物質使用特定施設の場合、「その施設において製造され、使用され、又は処理される有害物質に係る用水及び排水の系統」（したがって、有害物質が流れない雨水、生活排水等の系統については、記載は不要である）を、有害物質貯蔵指定施設の場合「その施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統」を記載することとしているが、どのような設備（配管、排水溝）を通っているかが分かるような形で記載することが望ましい。

記載例：（模式案としたもので、実際は平面図にできるかぎり正確に記載する）



様式第1 (第3条関係) (表面)

特定施設 (有害物質貯蔵指定施設) (設置) (使用、変更) 届出書

2012年7月24日

都道府県知事
殿
(市長)

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつてはその代表者の氏名

印

水質汚濁防止法第5条第1項、第2項又は第3項 (第6条第1項又は第2項、第7条) の規定により、特定施設 (有害物質貯蔵指定施設) について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		〇〇株式会社 △△事業所	※整理番号	
工場又は事業場の所在地		〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市△△1-2-3	※受理年月日	年 月 日
第5条第1項関係	特定施設の種類		※施設番号	
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	※審査結果	
	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※備考	
	△特定施設の設備 (有害物質使用特定施設の場合に限る。)	別紙1の2のとおり。		
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。		
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。		
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。		
△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。			
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類			
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。		
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。		
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。		

△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。		
----------------------	-----------	--	--

様式第1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input checked="" type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
 - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 排出水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
 - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
 - 9 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造

<u>工場又は事業場における施設番号</u>	A-1 化学工場のケース	C-1 めっき工場のケース
<u>有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別</u>	有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設
<u>型 式</u>	貯蔵タンク (〇〇社製 △△)	貯蔵タンク (〇〇社製 △△)
<u>構 造</u>	ステンレス製（構造図は資料〇のとおり）	ポリエチレン製（構造図は資料〇のとおり）
<u>主 要 寸 法</u>	直径1500mm×6000mm×2基	1000mm×1000mm×1500mm×1基
<u>能 力</u>	貯蔵量 各10000L	貯蔵量 1500L
<u>配 置</u>	化学工場の屋外に設置 (配置は、資料〇のとおり)	めっき工場の屋外に設置 (配置は、資料〇のとおり)
<u>床 面 及 び 周 圍</u>	床面は厚さ100mmのコンクリートで、エポキシ樹脂で被覆 周囲には防液堤を設け、流出を防止（貯留量〇m ³ ） ※防液堤等について、可能な場合には容量を記入	床面は厚さ100mmのコンクリート 周囲には側溝を設け、流出を防止
<u>設 置 年 月 日</u>	年 月 日	年 月 日
<u>工事着手予定年月日</u>	2012年9月24日	2012年9月24日
<u>工事完成予定年月日</u>	2012年10月1日	2012年10月1日
<u>使用開始予定年月日</u>	2012年10月1日	2012年10月1日
<u>その他参考となるべき事項</u>		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

「配置」の欄には、地下に設置されている場合には、その旨記載すること

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備

<u>工場又は事業場における施設番号</u>	A-1	C-1
<u>有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別</u>	有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設
<u>設 備</u>	地上配管、バルブ、フランジ	なし
<u>構 造</u>	ステンレス製	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px;"> 配管については、地下配管（トレンチ）、地下配管（埋設）などのケースも考えられる。トレンチの場合はトレンチの構造についても記載すること </div>
<u>主 要 寸 法</u>	地上配管 直径200mm×50m バルブ 2箇所 フランジ 3箇所	
<u>配 置</u>	化学工場の屋外から化学工場の1階 (配置は、資料〇のとおり)	
<u>設 置 年 月 日</u>	年 月 日	年 月 日
<u>工事着手予定年月日</u>	2012年9月24日	2012年9月24日
<u>工事完成予定年月日</u>	2012年10月1日	2012年10月1日
<u>使用開始予定年月日</u>	2012年10月1日	2012年10月1日
<u>その他参考となるべき事項</u>		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

「設備」の欄には、施設に付帯する配管等、排水溝等の設備の名称を記載すること
 「構造」の欄には、設備の材質を記載するとともに、検知設備を有する場合にはその旨記載すること

「主要寸法」の欄については、設備のうち、主なものについて寸法を記載すること
 「配置」の欄については、建物の名称・位置等を記載するとともに、地下に設置されている場合にはその旨を明記すること。

有害物質を含む水が流れない場合には、構造等に関する基準が適用されないので、その他参考となるべき事項の欄にその旨記載すること。

別紙14

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法

<u>工場又は事業場における施設番号</u>	A-1	C-1
<u>有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別</u>	有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設
<u>設置場所</u>	化学工場の屋外から化学工場の1階 (資料〇のとおり)	めっき工場の屋外に設置 (資料〇のとおり)
<u>操業の系統</u>	〇〇反応施設にベンゼンを供給	廃液の貯蔵
<u>使用時間間隔</u>	1週間に1回	1日に1回
<u>1日当たりの使用時間</u>	1時間/回	5分/回
<u>使用の季節的変動</u>	なし	なし
<u>原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量(有害物質使用特定施設の場合に限る。)</u>		
<u>貯蔵する有害物質の種類(有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)</u>	ベンゼン(〇~〇%)	シアンを含む廃液(含有率〇~〇%)
<u>その他参考となるべき事項</u>		廃液は月〇回の頻度で、産廃として処理を委託している。

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

届出様式においては義務とはなっていないが、管理要領、点検頻度、同等以上の点検の内容などについて、必要に応じて添付することが望ましい。

用水及び排水の系統 (搬入及び搬出の系統)

<p>施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統 (有害物質使用特定施設の場合に限る。)又は貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統 (有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)</p>	<p>(化学工場の例) 搬入：タンクローリーから供給 1週間に1回、1時間 搬出：配管をとおり、特定施設である〇〇施設に供給 連続供給、1日1000L</p> <p>(鍍金工場の例) 搬入：シアンを含む廃液を1日1回、〇〇を用いて施設に搬入 搬出：産業廃棄物処理業者が用意したタンクに、ホースにて搬出</p> <p>※必要に応じ搬入及び搬出の系統がわかる図面を添付する</p>		
<p>用途別用水量</p>	用	途	用水量(m ³ /日)

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水量の欄には記載しないこと。

2 關係主要通知

都道府県知事
政令市長 殿

環境省水・大気環境局長

水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について

「水質汚濁防止法の一部を改正する法律」(平成 23 年法律第 71 号。以下「改正法」という。)が平成 23 年 6 月 22 日に公布され、「水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」(平成 23 年政令第 366 号)により、平成 24 年 6 月 1 日に施行されることとなった。また、これに伴い、「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」(平成 23 年政令第 367 号。以下「改正令」という。)及び「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」(平成 24 年環境省令第 3 号。以下「改正省令」という。)が、それぞれ平成 23 年 11 月 28 日、平成 24 年 3 月 27 日に公布され、いずれも改正法の施行の日から施行される。

これらの改正は、工場・事業場が原因と推定される有害物質による地下水汚染事例が継続して確認されていることを受け、地下水汚染の未然防止を図るため、有害物質の使用、貯蔵等を行う施設の構造等に関する基準を定め、当該基準に適合しない場合の命令規定を設けるとともに、構造等についての定期点検に関する必要な措置を講ずるための規定を整備したものである。

貴職におかれては、改正法の厳正かつ実効性のある施行について、下記に示した事項に十分留意の上、格段の協力及び事業者への適切な指導をお願いするとともに、貴管下市町村にも必要に応じ周知方お願いします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第 1 改正の背景

古来、我が国では、地下水を身近にある貴重な淡水資源として広く利用してきた。現在でも、地下水は、我が国の水使用量の 1 割強、都市用水(生活用水及び工業用水)の約 4 分の 1 を占めるなど、貴重な淡水資源として利用されている。また、近年の気候変動による降雨の変化、災害時の水源の確保等を踏まえれば、将来的にも淡水資源としての重要性は高まると考えられる。さらに、水循環の過程で地下水が地表に現れた湧水が、住民に安らぎの場を提供したり、環境学習の場や観光資源として活用されたりすることもある。こうしたことから、本来清浄な地下水の価値を認識し、その恩恵を現在及び将来の世代の人

間が享受できるよう保全に努めていかなければならない。

しかしながら、近年、工場・事業場が原因と推定される有害物質による地下水汚染事例が毎年継続的に確認されている。水質汚濁防止法に基づく措置としては、平成元年以降、有害物質を使用する特定事業場等における有害物質の地下浸透の禁止等の措置を講じてきているが、平成元年以降も、地下水汚染の原因となる行為や事象が継続していることが明らかとなっており、その大半が、事業場等における生産設備・貯蔵設備の老朽化等による非意図的な漏えいであることが確認されている。また、地下水は、一度汚染されるとその回復は困難であることから、将来にわたって地下水の水質を効果的かつ効率的に保全していくためには、その汚染の未然防止を図ることが何よりも重要である。

本改正法は、こうした状況にかんがみ、有害物質による地下水の汚染を未然に防止するため、有害物質の使用、貯蔵等を行う施設・設備や作業における漏えいを防止するとともに、漏えいが生じたとしても地下への浸透を防止し地下水の汚染に至ることのないよう、有害物質の使用、貯蔵等を行う施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守義務、定期点検の実施及び結果の記録・保存の義務等の規定を新たに整備したものである。

第2 有害物質貯蔵指定施設等の設置者についての届出規定の創設等（改正法による改正後の水質汚濁防止法（以下「法」という。）第5条第1項及び第3項並びに改正令による改正後の水質汚濁防止法施行令（以下「令」という。）第4条の4並びに改正省令による改正後の水質汚濁防止法施行規則（以下「規則」という。）第3条関係）

1. 趣旨

工場・事業場において、有害物質貯蔵指定施設又は有害物質使用特定施設（公共用水域に水を排出する者が特定施設を設置しようとする場合又は地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等を含む水を浸透させる者が有害物質使用特定施設を設置しようとする場合を除く。）を設置しようとする者に対し、当該施設の構造、設備、使用の方法等についての届出を義務付けることとする。

新たに有害物質使用特定施設として届出が必要な施設は、例えば、工場又は事業場から排出される排水の全量を下水道や令別表第1の第74号に規定する施設に排出している工場又は事業場内の施設などが該当する。

また、工場・事業場から公共用水域に水を排出する者が有害物質使用特定施設を設置しようとする際の届出事項として、特定施設の設備を加える。

なお、法第6条、第7条、第9条、第10条及び第11条の届出等に関連する規定についても、法第5条第3項の追加に伴う所要の規定の整備を行っている。

2. 法第5条第3項に規定する有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設における届出について（法第5条第3項並びに規則第3条第3項及び第4項関係）

法第5条第3項に規定する有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設における届出事項は、同項各号に定める6事項である。第6号に規定するその他環境省令で定める事項は、有害物質使用特定施設にあつては、その施設において製造され、使用され、又は処理される有害物質に係る用水及び排水の系統、有害物質貯蔵指定施設にあつては、その施

設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統としている。届出は、規則第3条第4項に規定する様式第1によるものとし、同様式について所要の改正を行っている。

なお、受理書（規則第6条及び様式第4）、氏名の変更等の届出（規則第7条及び様式第6）、承継の届出（様式第7）についても、所要の改正を行っている。

3. 有害物質貯蔵指定施設の定義（法第5条第3項及び令第4条の4関係）

有害物質貯蔵指定施設は、有害物質を含む液状の物を貯蔵する指定施設であって、当該施設から有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがある施設とする。

なお、有害物質貯蔵指定施設は、有害物質を貯蔵することを目的として有害物質を「貯蔵している施設」であることが要件である。

例えば、生産工程の中に一体として組み込まれ、一時的に有害物質が通過したり貯留したりする工程タンク等、生産施設と一体となった施設については生産施設とみなされ、一般的には有害物質貯蔵指定施設に該当しない。また同様に、排水系統において排水溝と一体として組み込まれているため等は排水系統の設備（排水溝等）、排水処理工程の中に一体として組み込まれている廃液タンク等は排水処理施設とみなされ、一般的には有害物質貯蔵指定施設には該当しないことに留意する必要がある。

第3 基準遵守義務の創設（法第12条の4及び規則第8条の2から第8条の7まで並びに改正省令附則関係）

1. 趣旨

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設（以下「有害物質使用特定施設等」という。）を設置している者は、当該施設について、有害物質を含む水の地下への浸透を防止するための構造、設備及び使用の方法について環境省令で定める基準（以下「構造等に関する基準」という。）を遵守しなければならないこととする。

なお、この規定は、改正前の水質汚濁防止法（以下「水濁法」という。）第5条第2項の規定により届出がされている有害物質使用特定施設については適用されないことに留意されたい（第4及び第5の規定についても同様）。

2. 構造等に関する基準について（規則第8条の2から第8条の7まで及び改正省令附則関係）

構造等に関する基準は、有害物質使用特定施設等の施設本体が設置されている床面及び周囲、有害物質使用特定施設等に接続する配管等、排水溝等の設備並びに地下貯蔵施設（有害物質貯蔵指定施設のうち地下に設置されるもの。以下同じ。）並びに有害物質使用特定施設等の使用の方法について規定することとする。

有害物質を含む水の地下への浸透を効果的に未然防止できるよう、改正法の施行後に新たに設置される施設（以下「新設の施設」という。）に係る構造等に関する基準に加え、改正法の施行の際に現に設置されている施設（設置の工事がなされているものも含む。以下「既設の施設」という。）については、実施可能性にも配慮した基準を規定するとともに、改正法の施行後3年間は構造等に関する基準の適用が猶予されることから、当該期間に関して必要な定期点検の方法が定められている。

具体的には、以下のとおり、新設の施設を対象とした基準、既設の施設の実施可能性にも配慮した基準を設け、それぞれに対応した定期点検の方法を組み合わせるとともに、既設の施設について改正法の施行の日から3年間適用される定期点検のみの措置の三つの水準の措置を設け、新設の施設については新設の施設を対象とした基準のみを適用し、既設の施設については、改正法の施行の日から3年を経過する日以降、新設の施設を対象とした基準又は既設の施設を対象とした基準のいずれかを適用することとする。なお、新設及び既設の両方の施設が存在する事業場については、新設、既設のそれぞれの施設に対応した基準が適用されることとなる。

(1) 新設の施設を対象とした基準

新設の施設を対象とした構造等に関する基準としている。これらの基準に適合していることを、基準の内容に応じて設定される定期点検によって確認することとする。

(2) 既設の施設を対象とした基準

既設の施設に対する構造等に関する基準としている。点検頻度を高める等、基準の内容に応じて定期点検の内容を新設の施設を対象とした基準よりも充実した内容とすることを基本としている。

(3) 既設の施設について改正法の施行の日から3年間適用される措置

既設の施設については、改正法の施行の日から3年間は構造等に関する基準の適用が猶予されることから、当該期間は、定期点検のみの規定が適用されることとなる。このため、新設の施設を対象とした基準及び既設の施設を対象とした基準に対応する定期点検の内容に比べ、点検頻度を高めるなど、定期点検の内容をより充実したものとしている。ただし、可能な点検手法が構造や設備の条件から限られる場合には、配慮することが必要である。

この際、既設の施設又は有害物質使用特定施設等に接続する設備の一部を更新する場合については、原則として、更新した部分について新設の施設を対象とした基準が適用されるものとする。また、構造等に関する基準及び定期点検の方法として、規定内容のみでは対応できない施設や規定した内容の他に様々な措置が考えられるため、同等以上の効果を有する措置であれば基準に適合することとする規定を置いている。

これらの構造等に関する基準及び法第14条第5項に規定する定期点検の組み合わせにより、有害物質を含む水の地下浸透を未然に防止しようとするものである。

第4 基準遵守義務違反時の改善命令等の創設（法第8条第2項及び第13条の3第1項並びに令第10条関係）

1. 計画変更命令等に関連する規定について

都道府県知事（法第28条第1項の政令で定める市（特別区を含む。）の長を含む。以下同じ。）は、有害物質使用特定施設等の届出があった場合において、その届出に係る有害物質使用特定施設等が構造等に関する基準に適合しないと認めるときは、構造、設備若しくは使用の方法に関する計画の変更又は施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができ

ることとする。

2. 改善命令等に関する規定について

都道府県知事は、有害物質使用特定施設等の設置者が構造等に関する基準を遵守していないと認めるときは、当該施設の構造、設備若しくは使用の方法について改善を命じ、又は当該施設の使用の一時停止を命ずることができることとする。

第5 定期点検義務の創設（法第14条第5項並びに規則第9条の2の2及び第9条の2の3関係）

1. 趣旨

有害物質使用特定施設等の設置者は、当該施設について、環境省令で定める方法・頻度により定期点検を実施し、その結果を記録し、保存しなければならないこととする。

2. 定期点検の実施について（規則第9条の2の2関係）

定期点検は、有害物質使用特定施設等の施設本体が設置されている床面及び周囲、施設本体（地下貯蔵施設を除く。）、有害物質使用特定施設等に接続している配管等、排水溝等の設備並びに地下貯蔵施設並びに有害物質使用特定施設等の使用の方法に対して規定することとする。また、構造等に関する基準及び定期点検の方法のうち、同等以上の効果を有する措置に対しては、講じられている措置に応じ、適切な方法及び頻度で定期点検を行うものとする。なお、事業場において、新設の施設を対象とした基準が適用される部分、既設の施設を対象とした基準が適用される部分、既設の施設において構造等に関する基準が猶予される部分が混在している場合には、それぞれの部分において適用される基準に応じて定期点検を行うこととする。

3. 定期点検結果の記録について（規則第9条の2の3関係）

定期点検結果の記録は、点検した日から起算して3年間保存しなければならない。また、点検の結果の記録においては、点検を行った有害物質使用特定施設等、点検年月日、点検の方法及び結果、点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名並びに点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容を記録することとする。

さらに、定期点検によらず、有害物質使用特定施設等に係る異常等が確認された場合には、異常等が確認された有害物質使用特定施設等、異常等を確認した年月日、異常等の内容、異常等を確認した者の氏名及び補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容を記録し、これを3年間保存するよう努めることとする。なお、この定期点検によらない点検については、法第33条第3項の罰則は適用されない。

第6 浄化措置命令等（法第14条の3及び規則第9条の3関係）

有害物質貯蔵指定施設を規制対象に追加したことに伴い、有害物質貯蔵指定事業場の設置者等に対しても地下水の水質の浄化のための措置をとることを命ずることができることとする。

第7 報告及び検査（法第22条及び令第8条関係）

環境大臣又は都道府県知事は、法の施行に必要な限度において、特定事業場若しくは有害物質貯蔵指定事業場の設置者又は設置者であった者に対し、必要な事項に関し報告を求め、その職員に当該事業場に立ち入り、特定施設、有害物質貯蔵指定施設その他の物件を検査させることができるものとする。

これに伴い、新たに法の届出対象とされた施設を設置する事業場の設置者又は設置者であった者に対しては、特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法及び法第5条第3項第6号の環境省令で定める事項（第2の2. 参照）について報告を求めることができることとする。また、有害物質使用特定施設等に関して検査させることができるものとして、有害物質貯蔵指定施設及びその関連施設、有害物質貯蔵指定施設において貯蔵する物、有害物質貯蔵指定事業場の敷地内の土壌及び地下水並びに関係帳簿書類を加えることとする。

第8 適用除外（第23条関係）

今回の法改正により、法第23条第2項が改正されたが、これは従来の整理を踏まえ、同項に掲げる事業場又は施設については、一部の法の規定が適用されず、鉱山保安法、電気事業法又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の相当規定の定めるところにより措置することとしたものである。

第9 罰則規定

1. 第4の改善命令等に違反した者に対する罰則規定を次のとおりとする。

法第13条の3第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する（法第30条）。

2. 第5の定期点検に係る規定に違反した者に対する罰則規定を次のとおりとする。

法第14条第5項の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者は、30万円以下の罰金に処する（法第33条第3項）。

第10 経過措置（改正法附則関係）

1. 既設の有害物質使用特定施設の届出（改正法附則第2条）

改正法の施行の際、現に水濁法第5条第1項の規定によりされている届出は、法第5条第1項の規定によりされた届出とみなすこととする。これは、改正法の施行の際、現に設置されている有害物質使用特定施設で、法第5条第1項の規定により既に届出がなされているものについては、事務負担を軽減する観点から、改めて届出を行う必要はないこととしたものである。しかしながら、既設の施設についても、改正法の施行の日から3年経過した後には、法第12条の4の構造等に関する基準が適用されることとなるため、既設の施設の構造等に関する実態の把握や必要な指導など、改正法の円滑な施行に努められたい。

2. 既設の有害物質使用特定施設（法第5条第1項又は第2項の規定に該当する場合を除く。）又は有害物質貯蔵指定施設の届出（改正法附則第3条）

改正法の施行の際、現に設置されている有害物質使用特定施設（法第5条第1項又は第

2項の規定に該当する場合を除き、設置の工事を行っているものを含む。)又は有害物質貯蔵指定施設の設置者については、改正法の施行の日から30日以内に、法第5条第3項に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならないこととする。

3. 既設の有害物質使用特定施設等に対する適用猶予（改正法附則第4条）

改正法の施行の際、現に設置されている有害物質使用特定施設（法第5条第2項の規定に該当する場合を除き、設置の工事を行っているものを含む。）及び有害物質貯蔵指定施設の設置者については、改正法の施行の日から起算して3年を経過する日までの間は、法第8条第2項（計画変更命令）、同第12条の4（構造等に関する基準の遵守義務）及び同第13条の3（改善命令等）の規定は適用しないこととする。

第11 関係諸法律等の改正

1. 法律改正

今回の法改正により、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）、特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成6年法律第9号）について、所要の改正を行ったが、条項の移動等によるものであり、実質的意義を伴う改正を行ったものではない。

2. 瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則等の改正

改正法において、特定施設（有害物質使用特定施設に限る。）の届出に当たり届け出る事項に「特定施設の設備」を加えたことに伴い、瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則（昭和48年総理府令第61号）の一部を改正し、瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項及び第8条第1項の規定による許可の申請並びに第7条第2項、第8条第4項及び第9条の届出に当たり、有害物質使用特定施設に該当する場合には、申請事項又は届出事項に「特定施設の設備」を加えることとしたものである。詳細については、別途送付される「瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則の一部改正について」（平成24年3月27日付け環水大水発第120327001号、環境省水・大気環境局長通知）及び「瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則の一部改正に伴う申請・届出様式の記載等について」（平成24年3月27日付け環水大水発第120327002号、環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室長通知）を参照されたい。

なお、特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則（平成6年総理府令第25号）についても改正を行ったが、規則様式第1の別紙の追加に伴う整理を行ったものであり、実質的意義を伴う改正を行ったものではない。

第12 その他

1. 各地方公共団体の条例との関係

法による構造等に関する基準及び定期点検の方法は、すべての有害物質使用特定施設等に対して全国一律のものを定めているものであり、それぞれの地方公共団体において、その地域の実情に応じて、別段の規制を課すことは従来どおり容認されている。したがって、法が対象としていない事項を法と同一の目的で規制すること及び法が対象としている事項をより厳しく規制することが可能である。

なお、構造等に関する基準を遵守していない場合の事業者に対する法第 13 条の 3 第 1 項の規定に基づく改善命令及びそれに従わない場合の法第 30 条の規定に基づく罰則については、条例に基づく規制部分を遵守していない場合には、法のそれらの規定は適用できず、すべて条例で定めなければならない点に留意が必要である。この点は、水濁法第 3 条第 3 項に基づく排水基準を定める条例とは区別される。

2. 関係機関との連携

(1) 下水道担当部局との連携

法第 5 条第 3 項に該当する有害物質使用特定施設には、例えば、工場又は事業場から排出される排水の全量を下水道に排出している工場又は事業場内の施設が該当するが、改正法の施行に伴い、公共用水域に水を排出しないこれらの施設についても同項に基づく届出が必要となるので、水質汚濁防止法担当部局は、下水道担当部局との連携を密にとり、法の円滑な施行に支障を生ずることのないよう留意されたい。

(2) 消防法担当部局との連携

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に基づく規制対象となるガソリン等油類を貯蔵する施設について、当該施設は有害物質を含む水を貯蔵することを目的とする施設には該当せず、したがって有害物質貯蔵指定施設には該当しないことから、法に基づく構造等に関する基準の遵守義務等の適用は受けない。しかしながら、これらの施設からの漏えいに起因する有害物質による地下水汚染が確認されていることから、水質汚濁防止法担当部局は、消防法担当部局と連携を密にとり、これらの施設等が原因となって地下水汚染が発生した場合の対応や施設の廃止後の適切な対応が図られるよう留意されたい。

3. 改正前の様式の取扱いについて

改正省令では、設置（使用、変更）届出（様式第 1）、受理書（様式第 4）、氏名の変更等の届出（様式第 6）及び承継の届出（様式第 7）の様式について所要の改正を行っているが、地方公共団体に現存する用紙の有効利用、従前から届け出ている事業者への配慮等の点から、改正省令の施行後も、改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができることとする。

都道府県
政令市 環境担当部（局）長 殿

環境省水・大気環境局土壌環境課
地下水・地盤環境室長

水質汚濁防止法施行規則の一部改正に伴う届出様式の記載等について

「水質汚濁防止法の一部を改正する法律（以下「改正法」という）」（平成 23 年法律第 71 号）の施行に当たり、改正法第 5 条第 3 項において、有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設に係る届出の規定が定められ、「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（平成 24 年環境省令第 3 号。以下「改正省令」という。）」によって、届出の様式が改正されたところであり、その取扱いについては、「水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について」（平成 24 年 3 月 27 日付け環水大土第 120327003 号、環水大土第 120327002 号環境省水・大気環境局長通知）において通知したところであるが、新たに定められた改正規則に規定する様式第 1 及び様式第 1 の別紙における具体的な留意事項、記載方法等改正法の運用について、下記のとおり連絡する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1. 改正規則により新たに定められた様式第 1、別紙 1、別紙 1 の 2、別紙 12～15、様式第 6、様式第 7（以下「新届出様式」という。）の様式に合致する限りにおいて、届出者が自ら作成したこれらの様式の使用を認めること（都道府県・政令市において作成する用紙によって届出をするような規定を設けてはならないこと）。
2. 新届出様式について都道府県又は政令市においてあらかじめ用紙を作成する場合には、各々の記載欄の大きさを必要に応じて変更しても差し支えないこと。
3. 有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の構造の変更等の届出については、「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の届出に関する措置について」（平成 9 年 9 月 24 日付け環大規第 232 号、環水規第 309 号、大気規制課長、水質規制課長連名通知）により、変更部分の書類のみ提出すれば足りるものであるとされているところであり、今回の改正においても同様の取扱いとすること。

4. 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の届出時において、様式第1及び各別紙における記載に関する留意事項は以下のとおりである。

(1) 様式第1

改正法第5条第1項の届出時において、有害物質使用特定施設の該当の有無を記載することとしている。有害物質使用特定施設においては、別紙1の2（特定施設の設備）を提出する必要があるが、有害物質使用特定施設に該当しない場合は提出する必要はない。

改正法第5条第3項の届出に関する部分を追加するとともに、届出が必要な事項について、別紙を提出することとしている。また、有害物質使用特定施設と有害物質貯蔵指定施設は記載事項が異なることから、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別を記載することとしている。

(2) 別紙1、別紙12

別紙1については、備考2として、「その他参考とすべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること」としている。

別紙12については、別紙1に準じた様式としているが、特定施設番号及び名称に代えて、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別を記載することとしている。また、「床面及び周囲」を記載することとしている。

(3) 別紙1の2、別紙13

別紙1の2及び別紙13については、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備を記載するものであるが、設備には、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続する配管等及び排水溝等が含まれる。配管等には、配管のほか継手類、フランジ類、バルブ類及びポンプ設備が含まれ、排水溝等には、排水溝、排水管のほか排水ます、排水ポンプ等の排水設備が含まれる。なお、構造等に関する基準が適用されるのは有害物質を含む水が通る部分に限られる。

別紙1の2については、

- ・工場又は事業場における施設番号
- ・特定施設番号及び名称
- ・設備
- ・構造
- ・主要寸法
- ・配置
- ・設置年月日
- ・工事着手予定年月日
- ・工事完成予定年月日
- ・使用開始予定年月日
- ・その他参考となるべき事項

を記載することとしている。

また、別紙 13 については、特定施設番号及び名称に代えて、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別を記載することとしている。

設備については、施設に付帯する配管、排水溝、ためます等の設備名を記載することとしている。

構造については、設備の構造（材質等）を記載し、検知設備等を有する場合にはその旨を記載することとしている。

主要寸法については、主要な設備に係る寸法を記載することとしている。

配置については、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載することとしており、地下に設置される場合にはその旨が分かるよう記載することとしている。

なお、有害物質を含む水が流れない場合には、構造等に関する基準が適用されないもので、その他参考となるべき事項の欄にその旨記載すること。

(4) 別紙 14

別紙 14 は別紙 2（特定施設の使用の方法）に準じた様式となっているが、特定施設番号及び名称に代えて、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別を記載することとしている。また、有害物質使用特定施設の場合には、別紙 2 と同様、原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び 1 日当たりの使用量を記載することとしているが、有害物質貯蔵指定施設の場合には、貯蔵する有害物質の種類を記載することとしている。

また、有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び 1 日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載することとしている。

なお、公共用水域に排水を排出しないことから、別紙 2 で記載することとしている汚水等の汚染状態及び汚水等の量は別紙 14 では記載しないこととしている。

(5) 別紙 15

改正法第 5 条第 3 項第 6 号のその他環境省令で定める事項として、有害物質使用特定施設にあっては、その施設において製造され、使用され、又は処理される有害物質に係る用水及び排水の系統、有害物質貯蔵指定施設にあっては、その施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統とされているところである。

別紙 15 は別紙 6（用水及び排水の系統）に準じた様式となっているが、有害物質貯蔵指定施設の場合には用途別用水使用量の欄には記載しないこととしている。

5. 都道府県知事・政令市長は、各別紙の「その他参考となるべき事項」を含め、新届出様式の記載方法の詳細について自ら定めることができるが、届出者に対し、過大な負担となることのないよう十分注意すること。

6. 有害物質貯蔵指定施設の把握について、改正前の水質汚濁防止法第 5 条第 1 項に基づ

いて届出を行っている有害物質使用特定施設を設置する事業者に加え、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 86 号）に基づいて化学物質の排出量・移動量の届出を行っている事業者が有害物質貯蔵指定施設を設置している場合が考えられるので、これらの届出情報を参考としてできる限り施設の把握に努めるとともに、業界団体等を通じて積極的に周知を図られたい。

7. 飲用井戸についても汚染に対する未然防止策が重要であることから、改正法の内容等水質汚濁防止法における地下水汚染対策について、飲用井戸の指導を行っている保健所担当部局への周知をお願いします。

(新)

様式第1(第3条関係)(表面)

特定施設(有害物質貯蔵指定施設)設置(使用、変更)届出書

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

氏名又は名称及び住所並びに法人に
届出者 あつてはその代表者の氏名 印

水質汚濁防止法第5条第1項、第2項又は第3項(第6条第1項又は第2項、第7条)の規定により、特定施設(有害物質貯蔵指定施設)について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		整理番号	
工場又は事業場の所在地		受理年月日	年 月 日
第5条第1項関係	特定施設の種類	施設番号	
	有害物質使用特定施設の該当の有無	審査結果	有 _____ 無 _____
	特定施設の構造	備考	
	特定施設の設備(有害物質使用特定施設の場合に限る。)		別紙1の2のとおり。
	特定施設の使用の方法		別紙2のとおり。
	汚水等の処理の方法		別紙3のとおり。
	排出水の汚染状態及び量		別紙4のとおり。
	排出水の排水系統別の汚染状態及び量		別紙5のとおり。
排出水に係る用水及び排水の系統		別紙6のとおり。	
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類		
	有害物質使用特定施設の構造		別紙7のとおり。
	有害物質使用特定施設の使用の方法		別紙8のとおり。
	汚水等の処理の方法		別紙9のとおり。
	特定地下浸透水の浸透の方法		別紙10のとおり。
特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統		別紙11のとおり。	

(旧)

様式第1(第3条関係)

特定施設設置(使用、変更)届出書

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

氏名又は名称及び住所並びに法
届出者 人にあつてはその代表者の氏名 印

水質汚濁防止法第5条第1項又は第2項(第6条第1項又は第2項、第7条)の規定により、特定施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		整理番号	
工場又は事業場の所在地		受理年月日	年 月 日
第5条第1項関係	特定施設の種類	施設番号	
	特定施設の構造	別紙1のとおり。	審査結果
	特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。	備考
	汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。	
	排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。	
	排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。	
排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。		
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類		
	有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。	
	有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。	
	汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。	
	特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。	
特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。		

(新)

(旧)

様式第1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質使用特定施設 有害物質貯蔵指定施設		
	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる番号及び名称(指定地域特定施設にあつては、名称)を記載すること。
- 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
- 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
- 4 印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 5 印の欄には、記載しないこと。
- 6 排水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限つて欄を設けること。
- 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- 9 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

- 備考 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる番号及び名称(指定地域特定施設にあつては、名称)を記載すること。
- 2 印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 3 印の欄には、記載しないこと。
- 4 排水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限つて欄を設けること。
- 5 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 6 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- 7 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

(新)

別紙 1

特定施設の構造

工場又は事業場における施設番号		
特定施設号番号及び名称		
型 式		
構 造		
主 要 寸 法		
能 力		
配 置		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

2 その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

(旧)

別紙 1

特定施設の構造

工場又は事業場における施設番号		
特定施設号番号及び名称		
型 式		
構 造		
主 要 寸 法		
能 力		
配 置		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

別紙1の2

特定施設の設備

工場又は事業場における施設番号		
特定施設番号及び名称		
設 備		
構 造		
主 要 寸 法		
配 置		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考 1 有害物質使用特定施設に該当しない場合には、本様式を提出することを要しない。

2 配置の欄には、当該特定施設の設備の配置を記載すること。

別紙12

有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の構造

工場又は事業場における施設番号		
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別		
型 式		
構 造		
主 要 寸 法		
能 力		
配 置		
床 面 及 び 周 囲		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工 事 完 成 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

別紙13

有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の設備

工場又は事業場における施設番号		
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別		
設 備		
構 造		
主 要 寸 法		
配 置		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号		
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別		
設置場所		
操業の系統		
使用時間間隔		
1日当たりの使用時間		
使用の季節的変動		
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量(有害物質使用特定施設の場合に限る。)		
貯蔵する有害物質の種類(有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)		
その他参考となるべき事項		

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）

<p>施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統（有害物質使用特定施設の場合に限る。）又は貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。）</p>			
<p>用途別用水量</p>	用	途	使用水
			用水使用量(m ³ /日)

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水量の欄には記載しないこと。

(新)

様式第4(第6条関係)

受 理 書

第 号
年 月 日

殿

都道府県知事
(市長)

印

年 月 日次の届出書を受理しました。

届出の根拠	水質汚濁防止法第5条第1項(第5条第2項、第5条第3項、第7条)
届出の内容	特定施設の設置(有害物質使用特定施設の設置、 <u>有害物質貯蔵指定施設の設置</u> 、特定施設の構造等の変更、 <u>有害物質貯蔵指定施設の構造等の変更</u>)
届出に係る特定施設の種類	

備考 1 水質汚濁防止法第5条第3項の規定による届出のあつた施設の場合には、届出に係る特定施設の種類の欄には記載しないこと。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(旧)

様式第4(第6条関係)

受 理 書

第 号
年 月 日

殿

都道府県知事
(市長)

印

年 月 日次の届出書を受理しました。

届出の根拠	水質汚濁防止法第5条第1項(第5条第2項、第7条)
届出の内容	特定施設の設置(有害物質使用特定施設の設置、特定施設の構造等の変更)
届出に係る特定施設の種類	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(新)

様式第6(第7条関係)

特定施設(有害物質貯蔵指定施設)使用廃止届出書

年 月 日

都道府県知事
(市長)殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名 印

特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の使用を廃止したので、水質汚濁防止法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		整理番号	
工場又は事業場の所在地		受理年月日	年 月 日
特定施設の種別		施設番号	
特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置場所		備考	
使用廃止の年月日	年 月 日		
使用廃止の理由			

- 備考 1 水質汚濁防止法第5条第3項の規定による届出のあつた施設の使用廃止の届出である場合には、特定施設の種類の欄には記載しないこと。
- 2 印の欄には、記載しないこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 4 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

(旧)

様式第6(第7条関係)

特定施設使用廃止届出書

年 月 日

都道府県知事
(市長)殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名 印

特定施設の使用を廃止したので、水質汚濁防止法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		整理番号	
工場又は事業場の所在地		受理年月日	年 月 日
特定施設の種別		施設番号	
特定施設の設置場所		備考	
使用廃止の年月日	年 月 日		
使用廃止の理由			

- 備考 1 印の欄には、記載しないこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 3 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

(新)

様式第7(第8条関係)

承 継 届 出 書

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名 印

特定施設(有害物質貯蔵指定施設)に係る届出者の地位を承継したので、水質汚濁防止法第11条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		整理番号	
工場又は事業場の所在地		受理年月日	年 月 日
特定施設の種 類		施設番号	
特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置場所		備 考	
承 継 の 年 月 日	年 月 日		
被承継者	氏名又は名称		
	住 所		
承 継 の 原 因			

- 備考 1 水質汚濁防止法第5条第3項の規定による届出のあつた施設の承継の届出である場合には、特定施設の種類の欄には記載しないこと。
- 2 印の欄には、記載しないこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 4 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

(旧)

様式第7(第8条関係)

承 継 届 出 書

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名 印

特定施設に係る届出者の地位を承継したので、水質汚濁防止法第11条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		整理番号	
工場又は事業場の所在地		受理年月日	年 月 日
特定施設の種 類		施設番号	
特定施設の設置場所		備 考	
承 継 の 年 月 日	年 月 日		
被承継者	氏名又は名称		
	住 所		
承 継 の 原 因			

- 備考 1 印の欄には、記載しないこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 3 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

(新)

様式第 11 (第 11 条関係)

表 面

-----12 センチメートル-----	
第 号 水質汚濁防止法第 22 条第 4 項の規定による身分証明書 職名及び氏名 年 月 日 生 年 月 日発行 年 月 日限り有効 環 境 大 臣 都道府県知事 (市 長)	写 真 印
:: 8 センチメートル ::	

裏 面

水質汚濁防止法抜すい

第 22 条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業場若しくは有害物質貯蔵指定事業場の設置者若しくは設置者であつた者に対し、特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の状況、汚水等の処理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その者の特定事業場若しくは有害物質貯蔵指定事業場に立ち入り、特定施設、有害物質貯蔵指定施設その他の物件を検査させることができる。

3 前 2 項の規定による環境大臣による報告の徴収又はその職員による立入検査は、公共用水域及び地下水の水質の汚濁による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認められる場合に行うものとする。

4 第 1 項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 28 条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務(第 4 条の 3 第 1 項、第 4 条の 5 第 1 項及び第 2 項、第 14 条の 8 第 1 項、第 14 条の 9 第 5 項並びに第 16 条第 1 項に規定する事務を除く。)の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市(特別区を含む。次項において同じ。)の長が行うこととすることができる。

第 33 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

四 第 22 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(旧)

様式第 11 (第 11 条関係)

表 面

-----12 センチメートル-----	
第 号 水質汚濁防止法第 22 条第 4 項の規定による身分証明書 職名及び氏名 年 月 日 生 年 月 日発行 年 月 日限り有効 環 境 大 臣 都道府県知事 (市 長)	写 真 印
:: 8 センチメートル ::	

裏 面

水質汚濁防止法抜すい

第 22 条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業場の設置者又は設置者であつた者に対し、特定施設の状況、汚水等の処理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その者の特定事業場に立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができる。

3 前 2 項の規定による環境大臣による報告の徴収又はその職員による立入検査は、公共用水域及び地下水の水質の汚濁による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認められる場合に行うものとする。

4 第 1 項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 28 条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務(第 4 条の 3 第 1 項、第 4 条の 5 第 1 項及び第 2 項、第 14 条の 8 第 1 項、第 14 条の 9 第 5 項並びに第 16 条第 1 項に規定する事務を除く。)の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市(特別区を含む。次項において同じ。)の長が行うこととすることができる。

第 33 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

四 第 22 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

3 有害物質使用特定施設等に関する 基準及び点検の方法一覧表(整理表)

別紙 1

表 1-1 床面及び周囲（新設）

A 基準	構造及び設備に関する基準	定期点検の方法												
<p>第八条の三 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の本 体（第八条の六に規定する地下貯蔵施設を除く。以下「施設本体」 という。）が設置される床面及び周囲は、有害物質を含む水の地 下への浸透及び施設の外への流出を防止するため、次の各号のい ずれかに適合するものであることとする。ただし、施設本体が設 置される床の下の構造が、床面からの有害物質を含む水の漏えい を目視により容易に確認できるものである場合にあつては、この 限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 次のいずれにも適合すること。 <ul style="list-style-type: none"> イ 床面は、コンクリート、タイルその他の不透透性を有する 材料による構造とし、有害物質を含む水の種類又は性状に応 じ、必要な場合は、耐薬品性及び不透透性を有する材質で被 覆が施されていること。 ロ 防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受皿又は これらと同等以上の機能を有する装置（以下「防液堤等」と いう。）が設置されていること。 二 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられ ていること。 	<p>第九条の二の二 法第十四条第五項の規定による有害物質使用特定施設若しく は有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備に関する点検は、別表第 一の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構 造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項につ いて同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、第八条の三第二号、 第八条の四第二号ハ、第八条の五第二号、第八条の六第二号に適合する場合 は、講じられている措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。</p> <p>別表第一（第九条の二の二関係）（抜粋）</p> <table border="1" data-bbox="762 152 1023 1095"> <thead> <tr> <th data-bbox="762 701 868 1095">有害物質使用特定施設若しく は有害物質貯蔵指定施設の構 造又は当該施設の設備</th> <th data-bbox="762 387 868 701">点検を行う事項</th> <th data-bbox="762 152 868 387">点検の回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="868 701 1023 1095">一 施設本体が設置される床 面及び周囲（第八条の三ただ し書に規定する場合を除 く。）</td> <td data-bbox="868 387 1023 701">床面のひび割れ、被覆の 損傷その他の異常の有無 防液堤等のひび割れその 他の異常の有無</td> <td data-bbox="868 152 1023 387">一年に一回以上 一年に一回以上</td> </tr> </tbody> </table>	有害物質使用特定施設若しく は有害物質貯蔵指定施設の構 造又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数	一 施設本体が設置される床 面及び周囲（第八条の三ただ し書に規定する場合を除 く。）	床面のひび割れ、被覆の 損傷その他の異常の有無 防液堤等のひび割れその 他の異常の有無	一年に一回以上 一年に一回以上	<table border="1" data-bbox="1118 152 1324 1095"> <thead> <tr> <th data-bbox="1118 701 1224 1095">有害物質使用特定施設若しくは 有害物質貯蔵指定施設の構造又 は当該施設の設備</th> <th data-bbox="1118 387 1224 701">点検を行う事項</th> <th data-bbox="1118 152 1224 387">点検の回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1224 701 1324 1095">二 施設本体が設置される床面 及び周囲（第八条の三ただし 書に規定する場合に限る。）</td> <td data-bbox="1224 387 1324 701">床の下への有害物質を含 む水の漏えいの有無</td> <td data-bbox="1224 152 1324 387">一月に一回以上</td> </tr> </tbody> </table>	有害物質使用特定施設若しくは 有害物質貯蔵指定施設の構造又 は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数	二 施設本体が設置される床面 及び周囲（第八条の三ただし 書に規定する場合に限る。）	床の下への有害物質を含 む水の漏えいの有無	一月に一回以上
有害物質使用特定施設若しく は有害物質貯蔵指定施設の構 造又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数												
一 施設本体が設置される床 面及び周囲（第八条の三ただ し書に規定する場合を除 く。）	床面のひび割れ、被覆の 損傷その他の異常の有無 防液堤等のひび割れその 他の異常の有無	一年に一回以上 一年に一回以上												
有害物質使用特定施設若しくは 有害物質貯蔵指定施設の構造又 は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数												
二 施設本体が設置される床面 及び周囲（第八条の三ただし 書に規定する場合に限る。）	床の下への有害物質を含 む水の漏えいの有無	一月に一回以上												

表1-2 床面及び周囲（既設）

		構造及び設備に関する基準	定期点検の方法						
A 基準	第八條の三に適合すること		第九條の二の二の規定に基づく点検						
B 基準	<p>(附則) 第三條 施設本体（この省令の施行の際現に存するものに限る。）が設置されている床面及び周囲のうち新規則第八條の三に定める基準に適合しないものに係る基準については、同條の規定は、当該床面及び周囲が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。</p> <p>一 次のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 施設本体が床面に接して設置され、かつ、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面が新規則第八條の三第一号イの基準に適合しない場合であつて、施設本体の下部以外の床面及び周囲について新規則第八條の三に規定する基準に適合すること。</p> <p>ロ 施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等を確認するため、漏えい等を検知するための装置を適切に配置すること又はこれと同等以上の措置が講じられていること。</p> <p>二 施設本体が、有害物質を含む水の漏えいを目視により確認で</p>	<p>(附則) 第三條（左欄からの続き）</p> <p>2 前項の場合において、水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十一号）による改正後の水質汚濁防止法（以下「新法」という。）第十四條第五項の規定による点検は、新規則別表第一の一の項から三の項までの規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備</th> <th>点検を行う事項</th> <th>点検の回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 施設本体が設置される床面及び周囲</td> <td>床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無 防液堤等のひび割れその他の異常の有無</td> <td>一年に一回以上 一年に一回以上</td> </tr> </tbody> </table>	有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数	一 施設本体が設置される床面及び周囲	床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無 防液堤等のひび割れその他の異常の有無	一年に一回以上 一年に一回以上	
有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数							
一 施設本体が設置される床面及び周囲	床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無 防液堤等のひび割れその他の異常の有無	一年に一回以上 一年に一回以上							
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>有害物質使用特定施設若しくは</th> <th>点検を行う事項</th> <th>点検の回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	有害物質使用特定施設若しくは	点検を行う事項	点検の回数			
有害物質使用特定施設若しくは	点検を行う事項	点検の回数							

	<p>さるよう床面から離して設置され、かつ、施設本体の下部の床面が新規則第八条の三第一号イの基準に適合しない場合であつて、施設本体の下部以外の床面及び周囲について新規則第八条の三に規定する基準に適合すること。</p>	<p>くは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備 二 施設本体</p>	<p>施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無 施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</p>	<p>一年に一回以上 一月に一回以上。ただし、目視又は漏えい等を検知するための装置の適切な配置以外の方法による施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合には、当該方法に応じ、適切な回数で行うものとする。</p>
<p>C 基準</p>	<p>一</p>	<p>(附則) 第八条 附則第二条に規定する施設のうち新規則第八条の三から第八条の六までの基準並びに附則第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第六条第一項の基準に適合しないものに係る新法第十四条第五項の規定による有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の点検については、この省令の施行の日から平成二十七年五月三十一日までの間は、新規則別表第一の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。</p>	<p>点検を行う事項</p>	<p>点検の回数 一月に一回以上</p>
<p>有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備 一 施設本体が設置される床面及び周囲</p>	<p>床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無</p>	<p>一月に一回以上</p>		

表2-1-1 施設本体（新設）

	構造及び設備に関する基準	定期点検の方法									
A 基準	一	<p>(点検事項及び回数)</p> <p>第九条の二の二 法第十四条第五項の規定による有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、第八条の三第二号、第八条の四第二号八、第八条の五第二号、第八条の六第二号に適合する場合は、講じられている措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。</p> <p>別表第一（第九条の二の二関係）（抜粋）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備</th> <th>点検を行う事項</th> <th>点検の回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三 施設本体</td> <td>施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無</td> <td>一年に一回以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無</td> <td>一年に一回以上</td> </tr> </tbody> </table>	有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数	三 施設本体	施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無	一年に一回以上		施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無	一年に一回以上
有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数									
三 施設本体	施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無	一年に一回以上									
	施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無	一年に一回以上									

表2-1-2 施設本体（既設）

	構造及び設備に関する基準	定期点検の方法
A 基準	一	<p>定期点検の方法</p> <p>※A 基準を参照（ただし、床面及び周囲のB 基準に適合する場合は、当該基準参照）</p> <p>※A 基準を参照</p>
B 基準		
C 基準	一	

表3-1 施設本体に付帯する配管等（地上配管）（新設）

A 基準	構造及び設備に関する基準	定期点検の方法									
<p>第八条の四 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続する配管、継類、フランジ類、バルブ類及びポンプ設備（有害物質を含む水が通る部分に限る。以下「配管等」という。）は、有害物質を含む水の漏えい若しくは地下への浸透（以下「漏えい等」という。）を防止し、又は漏えい等があつた場合に漏えい等を確認するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。</p> <p>一 配管等を地上に設置する場合は、次のイ又はロのいずれかに適合すること。</p> <p>イ 次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。</p> <p>(2) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。</p> <p>(3) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあつては、この限りでない。</p> <p>ロ 有害物質を含む水の漏えいが目視により容易に確認できるように床面から離して設置されていること。</p> <p>二 略</p>	<p>第九条の二の二 法第十四条第五項の規定による有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設に関する点検は、別表第一の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、第八条の三第二号、第八条の四第二号ハ、第八条の五第二号、第八条の六第二号に適合する場合は、講じられている措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。</p> <p>別表第一（第九条の二の二関係）（抜粋）</p> <table border="1" data-bbox="715 147 960 1099"> <thead> <tr> <th data-bbox="715 674 746 1099">有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の設備</th> <th data-bbox="715 360 746 674">点検を行う事項</th> <th data-bbox="715 147 746 360">点検の回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="746 674 815 1099">四 配管等（地上に設置されている場合に限る。）</td> <td data-bbox="746 360 815 674">配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無</td> <td data-bbox="746 147 815 360">一年に一回以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="815 360 960 674">配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無</td> <td data-bbox="815 147 960 360">一年に一回以上</td> </tr> </tbody> </table>	有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の設備	点検を行う事項	点検の回数	四 配管等（地上に設置されている場合に限る。）	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	一年に一回以上		配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	一年に一回以上	
有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の設備	点検を行う事項	点検の回数									
四 配管等（地上に設置されている場合に限る。）	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	一年に一回以上									
	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	一年に一回以上									

表3-2 施設本体に付帯する配管等（既設地上配管）（既設）

	構造及び設備に関する基準	定期点検の方法									
A 基準	第八条の四第一号に適合すること	第九条の二の二の規定に基づく点検									
B 基準	<p>(附則) 第四条 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続している配管等(この省令の施行の際現に存するものに限る。)のうち新規則第八条の四に定める基準に適合しないものに係る基準については、同条の規定は、当該配管等が次の各号のいずれかに適合している場合限り、適用しない。</p> <p>一 配管等を地上に設置する場合は、有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるように設置されていること。</p> <p>二 略</p>	<p>(附則) 第四条 (左欄の続き)</p> <p>2 前項の場合において、新法第十四条第五項の規定による点検は、新規則別表第一の四の項から六の項までの規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。</p> <table border="1" data-bbox="667 138 890 1254"> <thead> <tr> <th data-bbox="667 918 715 1254">有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備</th> <th data-bbox="667 362 715 918">点検を行う事項</th> <th data-bbox="667 138 715 362">点検の回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="715 918 890 1030">一 配管等(地上に設置されている場合に限る。)</td> <td data-bbox="715 362 890 1030">配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無</td> <td data-bbox="715 138 890 362">六月に一回以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="715 1030 890 1254"></td> <td data-bbox="715 362 890 1030">配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無</td> <td data-bbox="715 138 890 362">六月に一回以上</td> </tr> </tbody> </table>	有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数	一 配管等(地上に設置されている場合に限る。)	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	六月に一回以上		配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	六月に一回以上
有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数									
一 配管等(地上に設置されている場合に限る。)	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	六月に一回以上									
	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	六月に一回以上									
C 基準	一	<p>(附則) 第八条 附則第二条に規定する施設のうち新規則第八条の三から第八条の六までの基準並びに附則第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第六条第一項の基準に適合しないものに係る新法第十四条第五項の規定による有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備の点検については、この省令の施行の日から平成二十七年五月三十一日までの間は、新規則別表第一の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。</p>									

		有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数
		二 配管等（地上に設置されている場合に限る。）	配管等からの有害物質の亀裂、損傷その他の異常の有無 配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	六月に一回以上 六月に一回以上

表4-1-1 施設本体に付帯する配管等（地下配管）（新設）

	構造及び設備に関する基準	定期点検の方法						
A 基準	<p>第八条の四 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続する配管、継手類、フランジ類、バルブ類及びポンプ設備（有害物質を含む水が通る部分に限る。以下「配管等」という。）は、有害物質を含む水の漏えい若しくは地下への浸透（以下「漏えい等」という。）を防止し、又は漏えい等があつた場合に漏えい等を確認するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 配管等を地下に設置する場合は、次のいずれかに適合すること。</p> <p>イ 次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) トレンチの中に設置されていること。</p> <p>(2) (1)のトレンチの底面及び側面は、コンクリート、タイルその他の不透透性を有する材料によることとし、底面の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不透透性を有する材質で被覆</p>	<p>第九条の二 法第十四条第五項の規定による有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備に関する点検は、別表第一の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、第八条の三第二号、第八条の四第二号ハ、第八条の五第二号、第八条の六第二号に適合する場合は、講じられている措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。</p> <p>別表第一（第九条の二の二関係）（抜粋）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備</th> <th>点検を行う事項</th> <th>点検の回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>五 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合に限る。）</td> <td>配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無</td> <td>一年に一回以上 一年に一回以上</td> </tr> </tbody> </table>	有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数	五 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合に限る。）	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	一年に一回以上 一年に一回以上
有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数						
五 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合に限る。）	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	一年に一回以上 一年に一回以上						

	<p>が施されていること。</p> <p>ロ 次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。</p> <p>(2) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。</p> <p>(3) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合には、この限りでない。</p> <p>ハ イ又はロに掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>	<p>トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無</p> <p>六 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合を除く。）</p>	<p>一年（※）に一回以上。ただし、配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認以外の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。</p>	<p>一年（※）に一回以上。ただし、配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認以外の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。</p> <p>※ 危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第六十二條の五の三に規定する地下埋設配管であつて消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十一條第五項に規定する完成検査を受けた日から十五年を経過していないものである場合又は配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置若しくは配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の漏えい等の点検を一月（有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、三月）に一回以上行う場合にあっては、三年</p>
--	--	--	--	--

表4-2 施設本体に付帯する配管等（既設地下配管）（既設）

		構造及び設備に関する基準		定期点検の方法										
A 基準	第八条の四第二号			第九条の二の二の規定に基づく点検										
B 基準	<p>(附則) 第四条 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続している配管等（この省令の施行の際現に存するものに限る。）のうち新規則第八条の四に定める基準に適合しないものに係る基準については、同条の規定は、当該配管等が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。</p> <p>一 略</p> <p>二 配管等を地下に設置する場合は、有害物質を含む水の漏えい等を確認するため、次のいずれかに適合すること。</p> <p>イ トレンチの中に設置されていること。</p> <p>ロ 配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。</p> <p>ハ イ又はロと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>	<p>(附則) 第四条（左欄からの続き）</p> <p>2 前項の場合において、新法第十四条第五項の規定による点検は、新規則別表第一の四の項から六の項までの規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、前項第二号ハに適合する場合は、講じられた措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備</th> <th>点検を行う事項</th> <th>点検の回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合に限る。）</td> <td>配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無</td> <td>六月に一回以上 六月に一回以上</td> </tr> <tr> <td>三 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合を除く。）</td> <td>トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無 配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</td> <td>六月に一回以上 一月（有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、三月）に一回以上</td> </tr> </tbody> </table>		有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数	二 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合に限る。）	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	六月に一回以上 六月に一回以上	三 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合を除く。）	トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無 配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	六月に一回以上 一月（有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、三月）に一回以上
有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数												
二 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合に限る。）	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	六月に一回以上 六月に一回以上												
三 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合を除く。）	トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無 配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	六月に一回以上 一月（有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、三月）に一回以上												

C 基準	<p>—</p> <p>(附則) 第八条 附則第二条に規定する施設のうち新規則第八条の三から第八条の六までの基準並びに附則第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第六条第一項の基準に適合しないものに係る新法第十四条第五項の規定による有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設定の設備の点検については、この省令の施行の日から平成二十七年五月三十一日までの間は、新規則別表第一の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設定の種類のごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="662 772 766 1093">有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設定</th> <th data-bbox="662 510 766 772">点検を行う事項</th> <th data-bbox="662 141 766 510">点検の回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="766 772 1043 1093">三 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合を除く。）</td> <td data-bbox="766 510 1043 772">配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</td> <td data-bbox="766 141 1043 510">一年に一回以上。ただし、配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じた適切な回数で行うこととする。</td> </tr> </tbody> </table>	有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設定	点検を行う事項	点検の回数	三 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合を除く。）	配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	一年に一回以上。ただし、配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じた適切な回数で行うこととする。
有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設定	点検を行う事項	点検の回数					
三 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合を除く。）	配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	一年に一回以上。ただし、配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じた適切な回数で行うこととする。					

表5-1 排水溝等（新設）

	構造及び設備に関する基準	定期点検の方法					
<p>A 基準</p> <p>第八条の五 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続する排水溝、排水ます及び排水ポンプ等の排水設備（有害物質を含む水が通る部分に限る。以下「排水溝等」という。）は、有害物質を含む水の地下への浸透を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 次のいずれにも適合すること。 <ul style="list-style-type: none"> イ 有害物質を含む水の地下への浸透の防止に必要な強度を有すること。 ロ 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。 ハ 排水溝等の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に依り、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること 二 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。 	<p>第九条の二の二 法第十四条第五項の規定による有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備に関する点検は、別表第一の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、第八条の三第二号、第八条の四第二号ハ、第八条の五第二号、第八条の六第二号に適合する場合は、講じられている措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。</p> <p>別表第一（第九条の二の二関係）（抜粋）</p> <table border="1" data-bbox="715 172 890 1099"> <thead> <tr> <th data-bbox="715 757 815 1099">有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備</th> <th data-bbox="715 405 815 757">点検を行う事項</th> <th data-bbox="715 172 815 405">点検の回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="815 757 890 1099">七 排水溝等</td> <td data-bbox="815 405 890 757">排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無</td> <td data-bbox="815 172 890 405">一年（※）に一回以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置若しくは排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の地下への浸透の点検を一月（有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合にあっては、三月）に一回以上行う場合にあっては、三年</p>	有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数	七 排水溝等	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	一年（※）に一回以上
有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数					
七 排水溝等	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	一年（※）に一回以上					

表5-2 排水溝等（既設）

		構造及び設備に関する基準	定期点検の方法								
A 基準	第八條の五に適合すること		第九條の二の二の規定に基づく点検								
B 基準	<p>(附則) 第五條 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続している排水溝等（この省令の施行の際現に存するものに限る。）のうち新規則第八條の五に定める基準に適合しないものに係る基準については、同條の規定は、当該排水溝等が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。</p> <p>一 排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するため装置又は排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられていること。</p> <p>二 前号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>	<p>(附則) 第五條（左欄からの続き）</p> <p>2 前項の場合において、新法第十四條第五項の規定による点検は、新規則別表第一の七の項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、前項第二号に適合する場合は、講じられた措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備</th> <th>点検を行う事項</th> <th>点検の回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排水溝等</td> <td>排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無</td> <td>六月に一回以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無</td> <td>一月（有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合にあっては、三月）に一回以上</td> </tr> </tbody> </table>	有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数	排水溝等	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	六月に一回以上		排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無	一月（有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合にあっては、三月）に一回以上
有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数									
排水溝等	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	六月に一回以上									
	排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無	一月（有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合にあっては、三月）に一回以上									

C 基準	<p>(附則) 第八条 附則第二条に規定する施設のうち新規則第八条の三から第八条の六までの基準並びに附則第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第六条第一項の基準に適合しないものに係る新法第十四条第五項の規定による有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備の点検については、この省令の施行の日から平成二十七年五月三十一日までの間は、新規則別表第一の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="663 831 804 1106">有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備</th> <th data-bbox="663 568 804 831">点検を行う事項</th> <th data-bbox="663 172 804 568">点検の回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="804 831 1046 1106">四 排水溝等</td> <td data-bbox="804 568 1046 831">排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無</td> <td data-bbox="804 172 1046 568">一月に一回以上。ただし、目視が困難な場合において、目視以外の方法による排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1046 831 1292 1106"></td> <td data-bbox="1046 568 1292 831">排水溝等の内部の水の変動の確認又はこれと同等以上の方法による排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無</td> <td data-bbox="1046 172 1292 568">一年に一回以上。ただし、排水溝等の内部の水の水位の変動の確認以外の方法による排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。</td> </tr> </tbody> </table>	有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数	四 排水溝等	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	一月に一回以上。ただし、目視が困難な場合において、目視以外の方法による排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。		排水溝等の内部の水の変動の確認又はこれと同等以上の方法による排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無	一年に一回以上。ただし、排水溝等の内部の水の水位の変動の確認以外の方法による排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。
有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数								
四 排水溝等	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	一月に一回以上。ただし、目視が困難な場合において、目視以外の方法による排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。								
	排水溝等の内部の水の変動の確認又はこれと同等以上の方法による排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無	一年に一回以上。ただし、排水溝等の内部の水の水位の変動の確認以外の方法による排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。								

表6-1 地下貯蔵施設（新設）

A 基準	構造及び設備に関する基準	定期点検の方法					
<p>第八条の六 有害物質貯蔵指定施設のうち地下に設置されているもの（以下「地下貯蔵施設」という。）は、有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。</p> <p>一 次のいずれにも適合すること。</p> <p>イ タンク室内に設置されていること、二重殻構造であることその他の有害物質を含む水の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質であること。</p> <p>ロ 地下貯蔵施設の外面には、腐食を防止するため措置が講じられていること。ただし、地下貯蔵施設が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあつては、この限りでない。</p> <p>ハ 地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設置することその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること。</p> <p>二 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置</p>	<p>第九条の二の二 法第十四条第五項の規定による有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設に関する点検は、別表第一の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、第八条の三第二号、第八条の四第二号ハ、第八条の五第二号、第八条の六第二号に適合する場合は、講じられている措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。</p> <p>別表第一（第九条の二の二関係）（抜粋）</p> <table border="1" data-bbox="667 136 1050 1240"> <thead> <tr> <th data-bbox="667 972 804 1240">有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備</th> <th data-bbox="667 689 804 972">点検を行う事項</th> <th data-bbox="667 136 804 689">点検の回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="804 972 1050 1240">八 地下貯蔵施設</td> <td data-bbox="804 689 1050 972">地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方は無の有害物質を含む水の漏えい等の有無</td> <td data-bbox="804 136 1050 689">一年（※）に一回以上とする。ただし、地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合は、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第十三条第一項に規定する地下貯蔵タンク又は同条第二項に規定する二重殻タンクであつて消防法第十一条第五項に規定する完成検査を受けた日から十五年を経過していないものである場合は地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置若しくは地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられ、かつ、有</p>	有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数	八 地下貯蔵施設	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方は無の有害物質を含む水の漏えい等の有無	一年（※）に一回以上とする。ただし、地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合は、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。
有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数					
八 地下貯蔵施設	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方は無の有害物質を含む水の漏えい等の有無	一年（※）に一回以上とする。ただし、地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合は、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。					

	が講じられていること。	害物質を含む水の漏えい等の点検を一月（有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、三月）に一回以上行う場合にあつては、三年
※地下貯蔵施設本体に接続する配管等 → 表 3-1 又は 4-1 を参照		

表 6-2 地下貯蔵施設（既設）

	構造及び設備に関する基準	定期点検の方法						
A 基準	第八条の六に適合すること	第九条の二の二の規定に基づく点検						
B 基準	<p>(附則) 第六条 地下貯蔵施設（この省令の施行の際現に存するものに限る。）のうち新規則第八条の六に定める基準に適合しないものに係る基準については、同条の規定は、当該地下貯蔵施設が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。</p> <p>一 次のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 新規則第八条の六第一号ハに適合すること。</p> <p>ロ 地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することとその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。</p> <p>二 次のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 新規則第八条の六第一号ハに適合すること。</p>	<p>(附則) 第六条（左欄からの続き）</p> <p>2 前項の場合において、新法第十四条第五項の規定による点検は、新規則別表第一の八の項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、前項第三号に適合する場合は、講じられた措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備</td> <td>点検を行う事項</td> <td>点検の回数</td> </tr> <tr> <td>一 地下貯蔵施設（二の項に掲げるものを除く。）</td> <td>地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</td> <td>一月（有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、三月）に一回以</td> </tr> </table>	有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数	一 地下貯蔵施設（二の項に掲げるものを除く。）	地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	一月（有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、三月）に一回以
有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数						
一 地下貯蔵施設（二の項に掲げるものを除く。）	地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	一月（有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、三月）に一回以						

	<p>ロ 有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、内部にコーティングが行われていること。</p> <p>三 前二号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>	<p>二 地下貯蔵施設（前項第二号に適合するもの及び前項第三号に適合するもの（第二号と同等以上の効果を有する措置が講じられているものに限る。）に限る。）</p>	<p>地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等的な方法による有害物質からの漏えい等の有無</p>	<p>一年に一回以上。ただし、地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合には、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする</p>						
<p>C 基準</p>	<p>※地下貯蔵施設本体に接続する配管等 → 表 3-2 又は 4-2 を参照</p>	<p>(附則) 第八条 附則第二条に規定する施設のうち新規則第八条の三から第八条の六までの基準並びに附則第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第六条第一項の基準に適合しないものに係る新法第十四条第五項の規定による有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備の点検については、この省令の施行の日から平成二十七年五月三十一日までの間は、新規則別表第一の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。</p> <table border="1" data-bbox="896 185 1284 1258"> <thead> <tr> <th data-bbox="896 990 1040 1258">有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備</th> <th data-bbox="896 683 1040 990">点検を行う事項</th> <th data-bbox="896 577 1040 683">点検の回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1040 990 1284 1258">五 地下貯蔵施設</td> <td data-bbox="1040 683 1284 990">地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等的な方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</td> <td data-bbox="1040 577 1284 683">一年に一回以上。ただし、地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合には、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。</td> </tr> </tbody> </table>			有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数	五 地下貯蔵施設	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等的な方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	一年に一回以上。ただし、地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合には、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。
有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数								
五 地下貯蔵施設	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等的な方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	一年に一回以上。ただし、地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合には、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。								
	<p>※地下貯蔵施設本体に接続する配管等 → 表 3-2 又は 4-2 を参照</p>									

表7 使用の方法

	使用の方法に関する基準	定期点検の方法
A 基準	<p>第八条の七 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法は、次の各号のいずれにも適合することとする。</p> <p>一 次のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと。</p> <p>ロ 有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。</p> <p>ハ 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること。</p> <p>二 前号に掲げる使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を含めた管理要領が明確に定められていること。</p>	<p>第九条の二の二 (略)</p> <p>2 法第十四条第五項の規定による使用の方法に関する点検は、第八条の七第二号に規定する管理要領からの逸脱の有無及びこれに伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無について、一年に一回以上点検を行うものとする。</p>
A 基準 B 基準	※A 基準を参照	※A 基準を参照
C 基準	一	<p>(附則) 第八条 (略)</p> <p>2 附則第二条に規定する施設のうち新規則第八条の七第二号に定める管理要領が定められていないものに係る新法第十四条第五項の規定による使用の方法に係る点検については、この省令の施行の日から平成二十七年五月三十一日までの間は、新規則第九条の二の二第</p>

		<p>二項中「第八条の七第一項第二号に規定する管理要領からの逸脱の有無及びこれ」とあるのは「有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る作業」とする。</p> <p>(→ 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る作業に伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無について、一年に一回以上点検を行うものとする。)</p>
--	--	--

B基準	附則第3条		附則第4条1号		附則第4条2号		附則第5条		附則第6条			使用の方法	
	床面及び周囲		配管等(地上)		配管等(地下)		排水溝等		地下貯蔵施設本体				
	1号	2号	イ	ロ	ハ	1号	2号	1号	2号	3号	配管等		
構造・設備	地下浸透防止	【底面以外】 →A基準に適合	【底面以外】 →A基準に適合										
	流出防止	【底面以外】 →A基準に適合	【底面以外】 →A基準に適合										
	漏えい防止												
	漏えい・地下浸透防止												
管理	漏えい又は地下浸透確認の構造又は設備	【底面】(条件: ・施設本体が床面に接しているかつ ・接する床面はA基準に適合) ●漏えい等確認構造(検査管等) ○同等以上	【底面】(条件: ・下部の床面はA基準に適合の場 合) ●漏えいを目視により確認できる よう床面から離して設置	●目視により確認できるように設置	●トレンチ中設置	●漏えい等確認構造(検査管、流量変動把握等)	●地下浸透確認構造(検査管、流量変動把握等)	●水の量を確認する措置 ●漏えい等確認構造(検査管、流量変動把握等)	●水の量を確認する措置 ●水の量を確認する措置	●内部コーティング			
	飛散・流出・浸透防止												
	目視等	【底面以外】 Y	【底面以外】 Y	6M	6M (トレンチ)			6M					
	目視等 破損等の異常の確認												
定期点検	漏えい・浸透・流出の有無	【底面】※ M	【底面】※ M	6M	6M (配管)								
	目視等												
	設備使用												
	目視等												
備考	目視等	※目視又は漏えい等を検知するための装置の適切な配置以外の方法による場合は、方法に応じた適切な回数で実施	※床面及び周囲の基準がA基準に適合する場合	Y※又は左記、床面及び周囲の方法で行う	6M	6M	6M	6M	6M				
	目視等												
	目視等												
	目視等												

(注) 定期点検によらない異常・漏えい確認時 → その内容及び対応結果を記録し、3年間保存するよう努めることとする。
(備考1) Y: 1年1回以上、6M: 6月1回以上、3M: 3月1回以上、M: 1月1回以上; ●要件、▲必要な場合、○同等以上; 二点鎖線の区切りは隣り合う項目のいずれかを選択できることを示す口
(備考2) A基準に適合しないものに係る基準として、B基準を規定

C基準	附則第8条第1項 床面及び周囲 表第1の項		附則第8条第1項 施設本体		附則第8条第1項 配管等(地上) 表第2の項		附則第8条第1項 配管等(地下) 表第3の項		附則第8条第1項 排水溝等 表第4の項		附則第8条第1項 地下貯蔵施設 表第5の項		附則第8条第2項 使用の方法		
	構造・設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
															目視等
地下浸透防止															
流出防止															
漏えい防止															
漏えい・地下浸透防止															
漏えい又は地下浸透 確認の構造又は設備															
管理															点検のみ (作業等に伴う飛散 等の有無)※
定期点 検	目視等	M	Y	6M	Y ・漏えい点検 ○同等以上	M※	Y ・地下浸透点検 ○同等以上	Y ・漏えい点検 ○同等以上	Y ・漏えい点検 ○同等以上	配管等 を参照					
	破損等の 異常の確認														
目視等	目視等		Y	6M	Y ・漏えい点検 ○同等以上	6M	6M	6M	6M						
	検査														
目視等	目視等														
	設備 使用														
備考					※床面及び周囲の B基準の場合を除 き、規定されず(→A 基準)					※目視が困難な場 合において、目視以 外の方法による点 検の場合は、方法 に応じた適切な回数 で実施。				※点検頻度: Y	

(注)定期点検によらない異常・漏えい確認時 → その内容及び対応結果を記録し、3年間保存するよう努めることとする。
(備考1) Y:1年に1回以上、6M:6月に1回以上、M:1月1回以上; ●要件、▲必要な場合、○同等以上; 二点鎖線の区切りは隣り合う項目のいずれかを選択できることを示す
(備考2) C基準は、床面及び周囲、配管等、排水溝等、地下貯蔵施設について、A基準及びB基準に適合しない場合に適用

**4 水質汚濁防止法・施行令・施行規則
三段表**

<p>水質汚濁防止法 (昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十八号)</p> <p>最終改正：平成二三年八月三〇日法律第一〇五号</p> <p>(最終改正までの未施行法令) 平成二十三年六月二十二日法律第七十一号 (未施行)</p>	<p>水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年六月十七日政令第百八十八号)</p> <p>最終改正：平成二三年十一月二八日政令第三六七号</p> <p>(最終改正までの未施行法令) 平成二十三年十一月二十八日政令第三百六十七号 (未施行)</p>	<p>水質汚濁防止法施行規則 (昭和四十六年六月十九日総理府・通商産業省令第二号)</p> <p>最終改正：平成二三年一月二八日環境省令第二八号</p> <p>※ 平成二十四年三月二十七日環境省令第三号を反映させています。</p>
<p>第一章 総則</p>		
<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によつて、公共用水域及び地下水の水質の汚濁（水質以外の水の状態が悪化することを含む。以下同じ。）の防止を図り、もつて国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする。</p>		
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「公共用水域」とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい水路その他公共の用に供される水路（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号及び第四号に規定する公共下水道及び流域下水道であつて、同条第六号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）を除く。）をいう。</p> <p>2 この法律において「特定施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。</p> <p>一 カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質（以下「有害物質」という。）を含むこと。</p>	<p>(特定施設)</p> <p>第一条 水質汚濁防止法（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める施設は、別表第一に掲げる施設とする。</p> <p>(カドミウム等の物質)</p> <p>第二条 法第二条第二項第一号の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。</p> <p>一 カドミウム及びその化合物</p> <p>二 シアン化合物</p> <p>三 有機燐化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェ</p>	<p>(用語)</p> <p>第一条 この省令で使用する用語は、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号。以下「法」という。）及び水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。</p> <p>(科学技術に関する研究等を行う事業場)</p> <p>第一条の二 令別表第一第七十一号の二の環境省令で定める事業場は、次に掲げる事業場とする。</p> <p>一 国又は地方公共団体の試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。）</p> <p>二 大学及びその附属試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。）</p> <p>三 学術研究（人文科学のみに係るものを除く。）又は製</p>

イト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名EPN）に限る。）

- 四 鉛及びその化合物
- 五 六価クロム化合物
- 六 砒素及びその化合物
- 七 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
- 八 ポリ塩化ビフェニル
- 九 トリクロロエチレン
- 十 テトラクロロエチレン
- 十一 ジクロロメタン
- 十二 四塩化炭素
- 十三 一・二ジクロロエタン
- 十四 一・一ジクロロエチレン
- 十五 一・二ジクロロエチレン
- 十六 一・一・一トリクロロエタン
- 十七 一・一・二トリクロロエタン
- 十八 一・三ジクロロプロペン
- 十九 テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）
- 二十 ニクロロ一四・六ビス（エチルアミノ）一s一トリアジン（別名シマジン）
- 二十一 S一四一クロロベンジル=N・N一ジエチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ）
- 二十二 ベンゼン
- 二十三 セレン及びその化合物
- 二十四 ほう素及びその化合物
- 二十五 ふっ素及びその化合物
- 二十六 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
- 二十七 塩化ビニルモノマー
- 二十八 一・四ジオキサン

第三条～第四条 （略）

品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（前二号に該当するものを除く。）

- 四 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設
- 五 保健所
- 六 検疫所
- 七 動物検疫所
- 八 植物防疫所
- 九 家畜保健衛生所
- 十 検査業に属する事業場
- 十一 商品検査業に属する事業場
- 十二 臨床検査業に属する事業場
- 十三 犯罪鑑識施設

第一条の三 （略）

<p>第二条二項の二～第二条九項 (略)</p>		
<p>第二章 排水水の排出の規制等</p>		
<p>第三条～第四条の五 (略)</p>	<p>第四条～第四条の三 (略)</p>	<p>第一条の四</p>
<p>(特定施設等の設置の届出)</p> <p>第五条 工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項（特定施設が有害物質使用特定施設に該当しない場合又は次項の規定に該当する場合にあつては、第五号を除く。）を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 工場又は事業場の名称及び所在地</p> <p>三 特定施設の種類</p> <p>四 特定施設の構造</p> <p>五 特定施設の設備</p> <p>六 特定施設の使用の方法</p> <p>七 汚水等の処理の方法</p> <p>八 排水水の汚染状態及び量（指定地域内の工場又は事業場に係る場合にあつては、排水系統別の汚染状態及び量を含む。）</p> <p>九 その他環境省令で定める事項</p> <p>2 工場又は事業場から地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）を含む水を浸透させる者は、有害物質使用特定施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 工場又は事業場の名称及び所在地</p> <p>三 有害物質使用特定施設の種類</p> <p>四 有害物質使用特定施設の構造</p> <p>五 有害物質使用特定施設の使用の方法</p> <p>六 汚水等の処理の方法</p> <p>七 特定地下浸透水の浸透の方法</p> <p>八 その他環境省令で定める事項</p> <p>3 工場若しくは事業場において有害物質使用特定施設を設置しようとする者（第一項に規定する者が特定施設を設置しようとする場合又は前項に規定する者が有害物質使用特定施設を設置しようとする場合を除く。）又は工場若しくは事業場において有</p>	<p>(有害物質貯蔵指定施設)</p> <p>第四条の四 法第五条第三項の政令で定める指定施設は、第二条に規定する物質を含む液状の物を貯蔵する指定施設とする。</p>	<p>(届出書の提出部数)</p> <p>第二条 法の規定による届出は、届出書の正本にその写し一通を添えてしなければならない。</p> <p>(特定施設等の設置の届出)</p> <p>第三条 法第五条第一項第九号の環境省令で定める事項は、排水水に係る用水及び排水の系統とする。</p> <p>2 法第五条第二項第八号の環境省令で定める事項は、特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統とする。</p> <p>3 法第五条第三項第六号の環境省令で定める事項は、有害物質使用特定施設にあつては、その施設において製造され、使用され、又は処理される有害物質に係る用水及び排水の系統、有害物質貯蔵指定施設にあつては、その施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統とする。</p> <p>4 法第五条第一項、第二項及び第三項、第六条第一項及び第二項並びに第七条の規定による届出は、様式第一による届出書によつてしなければならない。</p> <p>5 法第六条第三項の規定による届出は、様式第二の二による届出書によつてしなければならない。</p> <p>(受理書)</p> <p>第六条 都道府県知事又は市長は、法第五条第一項、第二項若しくは第三項又は第七条の届出を受理したときは、様式第四による受理書を当該届出をした者に交付するものとする。</p>

<p>有害物質貯蔵指定施設（指定施設（有害物質を貯蔵するものに限る。）であつて当該指定施設から有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 工場又は事業場の名称及び所在地 三 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造 四 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備 五 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用方法 六 その他環境省令で定める事項 		
<p>(経過措置)</p> <p>第六条 一の施設が特定施設（指定地域特定施設を除く。以下この項において同じ。）となつた際にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）であつて排出水を排出し、若しくは特定地下浸透水を浸透させるもの又は一の施設が有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設となつた際にその施設を設置している者（当該有害物質使用特定施設に係る特定事業場から排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者を除き、設置の工事をしている者を含む。）は、当該施設が特定施設又は有害物質貯蔵指定施設となつた日から三十日以内に、それぞれ、環境省令で定めるところにより、前条第一項各号、第二項各号又は第三項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、当該施設につき既に指定地域特定施設についての前条第一項又は次項（瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第十二条の二の規定又は湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第十四条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）の規定による届出がされているときは、当該届出をした者は、当該施設につきこの項の規定による届出をしたものとみなす。</p> <p>2 一の施設が指定地域特定施設となつた際に指定地域においてその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。以下この項において同じ。）又は一の地域が指定地域となつた際にその地域において指定地域特定施設を設置している者であつて、排出水を排出するものは、当該施設が指定地域特定施設となつた日又は当該地域が指定地域となつた日から三十日以内に、環境省令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる</p>		

<p>事項を都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、当該施設につき既に湖沼水質保全特別措置法第十四条の規定により指定地域特定施設とみなされる施設についての同条の規定により適用される前条第一項又はこの項の規定による届出がされているときは、当該届出をした者は、当該施設につきこの項の規定による届出をしたものとみなす。</p> <p>3 第四条の二第一項の地域を定める政令の施行の際現に当該地域において特定施設を設置している者（設置の工事を行っている者及び前条の規定による届出をした者であつて設置の工事に着手していないものを含む。）であつて排水を排出するものは、当該政令の施行の日から六十日以内に、環境省令で定めるところにより、排水の排水系統別の汚染状態及び量を都道府県知事に届け出なければならない。</p>		
<p>(特定施設等の構造等の変更の届出)</p> <p>第七条 第五条又は前条の規定による届出をした者は、その届出に係る第五条第一項第四号から第九号までに掲げる事項、同条第二項第四号から第八号までに掲げる事項又は同条第三項第三号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p>		
<p>(計画変更命令等)</p> <p>第八条 都道府県知事は、第五条第一項若しくは第二項の規定による届出又は前条の規定による届出（第五条第一項第四号若しくは第六号から第九号までに掲げる事項又は同条第二項第四号から第八号までに掲げる事項の変更に係るものに限る。）があつた場合において、排水の汚染状態が当該特定事業場の排水口（排水を排出する場所をいう。以下同じ。）においてその排水に係る排水基準（第三条第一項の排水基準（同条第三項の規定により排水基準が定められた場合にあつては、その排水基準を含む。）をいう。以下単に「排水基準」という。）に適合しないと認めるとき、又は特定地下浸透水が有害物質を含むものとして環境省令で定める要件に該当すると認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更（前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第五条第一項若しくは第二項の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。</p> <p>2 都道府県知事は、第五条の規定による届出があつた場合（同条第二項の規定による届出があつた場合を除く。）又は前条の規</p>		<p>(有害物質を含むものとしての要件)</p> <p>第六条の二 法第八条の環境省令で定める要件は、有害物質の種類ごとに環境大臣が定める方法により特定地下浸透水の有害物質による汚染状態を検定した場合において、当該有害物質が検出されることとする。</p>

<p>定による届出（第五条第一項第四号から第九号までに掲げる事項又は同条第三項第三号から第六号までに掲げる事項の変更に係るものに限る。）があつた場合において、その届出に係る有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設が第十二条の四の環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造、設備若しくは使用の方法に関する計画の変更（前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第五条第一項若しくは第三項の規定による届出に係る有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。</p> <p>第八条の二 都道府県知事は、第五条第一項の規定による届出又は第七条の規定による届出（同項第四号又は第六号から第九号までに掲げる事項の変更に係るものに限る。）があつた場合において、その届出に係る特定施設が設置される指定地域内事業場（工場又は事業場で、当該特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となるものを含む。）について、当該指定地域内事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が総量規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、当該指定地域内事業場の設置者に対し、当該指定地域内事業場における污水又は廃液の処理の方法の改善その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。</p>		
<p>(実施の制限)</p> <p>第九条 第五条の規定による届出をした者又は第七条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設を設置し、又はその届出に係る特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造、設備若しくは使用の方法若しくは污水等の処理の方法の変更をしてはならない。</p> <p>2 都道府県知事は、第五条又は第七条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。</p>		
<p>(氏名の変更等の届出)</p> <p>第十条 第五条又は第六条第一項若しくは第二項の規定による届出をした者は、その届出に係る第五条第一項第一号若しくは第二号、第二項第一号若しくは第二号若しくは第三項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係る特定施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内</p>		<p>(氏名の変更等の届出)</p> <p>第七条 法第十条の規定による届出は、法第五条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項、同条第二項第一号若しくは第二号又は同条第三項第一号若しくは第二号に掲げる事項の変更に係る場合にあつては様式第五による届出書によつて、特定施設（指定地域特定施設を含む。以下同じ。）又</p>

<p>に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p>		<p>は有害物質貯蔵指定施設の使用の廃止に係る場合にあつては様式第六による届出書によつてしなければならない。</p>
<p>(承継)</p> <p>第十一条 第五条又は第六条第一項若しくは第二項の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。</p> <p>2 第五条又は第六条第一項若しくは第二項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。</p> <p>3 前二項の規定により第五条又は第六条第一項若しくは第二項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>4 指定地域内事業場を譲り受け、若しくは借り受け、又は相続、合併若しくは分割により取得した者は、第八条の二、第十三条第三項又は第十四条第三項の規定の適用については、当該指定地域内事業場の設置者の地位を承継する。</p>		<p>(承継の届出)</p> <p>第八条 法第十一条第三項の規定による届出は、様式第七による届出書によつてしなければならない。</p>
<p>(排水水の排出の制限)</p> <p>第十二条 排水水を排出する者は、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排水水を排出してはならない。</p> <p>2 前項の規定は、一の施設が特定施設（指定地域特定施設を除く。以下この項において同じ。）となつた際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される水については、当該施設が特定施設となつた日から六月間（当該施設が政令で定める施設である場合にあつては、一年間）は、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となつた際既に当該工場又は事業場が特定事業場であるとき、及びその者に適用されている地方公共団体の条例の規定で前項の規定に相当するものがあるとき（当該規定の違反行為に対する処罰規定がないときを除く。）は、この限りでない。</p> <p>3 第一項の規定は、一の施設が指定地域特定施設となつた際現に指定地域においてその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。以下この項において同じ。）又は一の地域が指定地域となつた際現にその地域において指定地域特定施設を</p>	<p>(法第十二条第二項の政令で定める施設)</p> <p>第五条 法第十二条第二項（法第十三条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める施設は、別表第三に掲げるとおりとする。</p>	

<p>設置している者の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される水については、当該施設が指定地域特定施設となつた日又は当該地域が指定地域となつた日から一年間（当該施設が政令で定める施設である場合にあつては、三年間）は、適用しない。ただし、当該施設が指定地域特定施設となつた際に当該工場又は事業場が特定事業場であるとき、及びその者に適用されている地方公共団体の条例の規定で第一項の規定に相当するものがあるとき（当該規定の違反行為に対する処罰規定がないときを除く。）は、この限りでない。</p>		
<p>(総量規制基準の遵守義務) 第十二条の二 指定地域内事業場の設置者は、当該指定地域内事業場に係る総量規制基準を遵守しなければならない。</p>		
<p>(特定地下浸透水の浸透の制限) 第十二条の三 有害物質使用特定事業場から水を排出する者（特定地下浸透水を浸透させる者を含む。）は、第八条の環境省令で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させてはならない。</p>		
<p>(有害物質使用特定施設等に係る構造基準等の遵守義務) 第十二条の四 有害物質使用特定施設を設置している者（当該有害物質使用特定施設に係る特定事業場から特定地下浸透水を浸透させる者を除く。第十三条の三及び第十四条第五項において同じ。）又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準として環境省令で定める基準を遵守しなければならない。</p>		<p>(有害物質使用特定施設等に係る構造基準等) 第八条の二 法第十二条の四の環境省令で定める基準は、次条から第八条の七までに定めるとおりとする。</p> <p>(施設本体の床面及び周囲の構造等) 第八条の三 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の本体（第八条の六に規定する地下貯蔵施設を除く。以下「施設本体」という。）が設置される床面及び周囲は、有害物質を含む水の地下への浸透及び施設の外への流出を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。ただし、施設本体が設置される床の下の構造が、床面からの有害物質を含む水の漏えいを目視により容易に確認できるものである場合にあつては、この限りでない。</p> <p>一 次のいずれにも適合すること。〈A基準〉</p> <p>イ 床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料による構造とし、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。</p> <p>ロ 防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受皿又はこれらと同等以上の機能を有する装置（以下「防液堤等」という。）が設置されていること。</p> <p>二 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。〈A基準〉</p>

(配管等の構造等)

第八条の四 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続する配管、継手類、フランジ類、バルブ類及びポンプ設備（有害物質を含む水が通る部分に限る。以下「配管等」という。）は、有害物質を含む水の漏えい若しくは地下への浸透（以下「漏えい等」という。）を防止し、又は漏えい等があつた場合に漏えい等を確認するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

一 配管等を地上に設置する場合は、次のイ又はロのいずれかに適合すること。

イ 次のいずれにも適合すること。〈A基準〉

(1) 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。

(2) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。

(3) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあつては、この限りでない。

ロ 有害物質を含む水の漏えいが目視により容易に確認できるように床面から離して設置されていること。

〈A基準〉

二 配管等を地下に設置する場合は、次のいずれかに適合すること。

イ 次のいずれにも適合すること。〈A基準〉

(1) トレンチの中に設置されていること。

(2) (1) のトレンチの底面及び側面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料によることとし、底面の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。

ロ 次のいずれにも適合すること。〈A基準〉

(1) 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。

(2) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。

(3) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあつては、この限りでない。

ハ イ又はロに掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。〈A基準〉

(排水溝等の構造等)

第八条の五 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続する排水溝、排水ます及び排水ポンプ等の排水設備(有害物質を含む水が通る部分に限る。以下「排水溝等」という。)は、有害物質を含む水の地下への浸透を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

一 次のいずれにも適合すること。〈A基準〉

イ 有害物質を含む水の地下への浸透の防止に必要な強度を有すること。

ロ 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。

ハ 排水溝等の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。

二 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。〈A基準〉

(地下貯蔵施設の構造等)

第八条の六 有害物質貯蔵指定施設のうち地下に設置されているもの(以下「地下貯蔵施設」という。)は、有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

一 次のいずれにも適合すること。〈A基準〉

イ タンク室内に設置されていること、二重殻構造であることその他の有害物質を含む水の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質であること。

ロ 地下貯蔵施設の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、地下貯蔵施設が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあつては、この限りでない。

ハ 地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設置することその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること。

二 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。〈A基準〉

		<p>(使用の方法)</p> <p>第八条の七 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法は、次の各号のいずれにも適合することとする。</p> <p>一 次のいずれにも適合すること。〈A基準〉</p> <p>イ 有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと。</p> <p>ロ 有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。</p> <p>ハ 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること。</p> <p>二 前号に掲げる使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められていること。〈A基準〉</p> <p>〈8条の2から7までは、附則に注意！B・C基準について記載〉</p>
<p>(改善命令等)</p> <p>第十三条 都道府県知事は、排出水を排出する者が、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは排出水の排出の一時停止を命ずることができる。</p> <p>2 第十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による命令について準用する。</p> <p>3 都道府県知事は、その汚濁負荷量が総量規制基準に適合しない排出水が排出されるおそれがあると認めるときは、当該排出水に係る指定地域内事業場の設置者に対し、期限を定めて、当該指定地域内事業場における汚水又は廃液の処理の方法の改善その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。</p> <p>4 前項の規定は、第二条第二項若しくは第三項の施設を定める政令、第四条の二第一項の地域を定める政令又は第四条の五第一項の規模を定める環境省令の改正により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場については、当該工場又は事業場が指定地域内事業場となった日から六月間は、適用しない。</p>		
<p>第十三条の二 都道府県知事は、第十二条の三に規定する者が、</p>		

<p>第八条の環境省令で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて特定施設（指定地域特定施設を除く。以下この条において同じ。）の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは特定地下浸透水の浸透の一時停止を命ずることができる。</p> <p>2 前項の規定は、一の施設が特定施設となつた際現にその施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）の当該施設を設置している工場又は事業場から地下に浸透する水で当該施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）を含むものについては、当該施設が特定施設となつた日から六月間（当該施設が政令で定める施設である場合にあつては、一年間）は、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となつた際既にその水が特定地下浸透水であるとき、及びその者に適用されている地方公共団体の条例でその水について同項の規定に相当するものがあるとき（当該規定による命令に違反する行為に対する処罰規定がないときを除く。）は、この限りでない。</p>		
<p>第十三条の三 都道府県知事は、有害物質使用特定施設を設置している者又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者が第十二条の四の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造、設備若しくは使用の方法の改善を命じ、又は当該有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の使用の一時停止を命ずることができる。</p> <p>2 前項の規定は、第十二条の四の基準の適用の際現に有害物質使用特定施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）に係る当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設については、当該基準の適用の日から六月間（当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設が政令で定める施設である場合にあつては、一年間）は、適用しない。ただし、当該基準の適用の際その者に適用されている地方公共団体の条例の規定で同項の規定に相当するものがあるとき（当該規定による命令に違反する行為に対する処罰規定がないときを除く。）は、この限りでない。</p>		
<p>(指導等)</p> <p>第十三条の四 都道府県知事は、指定地域内事業場から排水を排出する者以外の者であつて指定地域において公共用水域に汚水、廃液その他の汚濁負荷量の増加の原因となる物を排出するものに対し、総量削減計画を達成するために必要な指導、助言</p>		

<p>及び勧告をすることができる。</p> <p>(排水水の汚染状態の測定等)</p> <p>第十四条 排水水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者は、環境省令で定めるところにより、当該排水水又は特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。</p>		<p>(排水水の汚染状態の測定)</p> <p>第九条 法第十四条第一項の規定による排水水又は特定地下浸透水の汚染状態の測定及びその結果の記録は、次の各号に定めるところにより行うものとする。</p> <p>一 排水水の汚染状態の測定は、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項のうち、様式第一別紙四により届け出たもの(瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定により特定施設(法第二条第二項に規定する特定施設に限る。)の設置の許可を受けた者にあつては瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則(昭和四十八年総理府令第六十一号)様式第一別紙四により申請したものをいい、法第五条第一項の規定に相当する鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)、電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)の規定による法第二十三条第二項第一号、第四号又は第七号に規定する特定施設に係る許可若しくは認可を受け、又は届出をした者にあつては、当該許可若しくは認可の申請又は届出に係る書類に記載したものをいう。次号において同じ。)については一年に一回以上(旅館業(温泉(温泉法(昭和二十三年法律第百二十五号)第二条第一項に規定する温泉をいう。)を利用するものに限る。)に属する特定事業場に係る排水水の汚染状態の測定のうち、砒素及びその化合物、ほう素及びその化合物並びにふつ素及びその化合物並びに水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量に係るものについては、三年に一回以上)、その他のものについては必要に応じて行うこと。</p> <p>二 前号の測定は、特定事業場の規模、排水水の汚染状態その他の事情により、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項のうち、様式第一別紙四により届け出たものについて都道府県又は令第十条に規定する市(以下この号及び第五号において「都道府県等」という。)が条例で前号に掲げる当該事項に係る測定の回数より多い回数を定めたとき又はその他のものについて都道府県等が条例で測定の回数を定めたときは、当該回数で行うこと。</p> <p>三 前二号の測定は、排水基準の検定方法により行うこと。</p>
---	--	--

2 総量規制基準が適用されている指定地域内事業場から排出水を排出する者は、環境省令で定めるところにより、当該排出水

四 特定地下浸透水の汚染状態の測定は、有害物質のうち様式第一別紙九により届け出たもの（法第五条第二項の規定に相当する鉱山保安法、電気事業法又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による法第二十三条第二項第一号、第四号又は第七号に規定する特定施設に係る許可若しくは認可を受け、又は届出をした者にあつては当該許可若しくは認可の申請又は届出に係る書類に記載したものをいう。次号において同じ。）については一年に一回以上、その他のものについては必要に応じて行うこと。

五 前号の測定は、特定事業場の規模、特定地下浸透水の汚染状態その他の事情により、有害物質のうち様式第一別紙九により届け出たものについて都道府県等が条例で前号に掲げる当該物質に係る測定の回数より多い回数を定めたとき又はその他のものについて都道府県等が条例で測定の回数を定めたときは、当該回数で行うこと。

六 前二号の測定は、第六条の二の有害物質の種類ごとに環境大臣が定める方法により行うこと。

七 測定のための試料は、測定しようとする排水又は特定地下浸透水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に採取すること。

八 測定の結果は、様式第八による水質測定記録表により記録すること。ただし、計量法（平成四年法律第五十一号）第一百七条の登録を受けた者から様式第八の採水者、分析者及び測定項目の欄に記載すべき事項について証明する旨を記載した同法第一百条の二の証明書の交付を受けた場合（同法第一百七条 ただし書に定める者から当該証明書に相当する書面の交付を受けた場合を含む。）にあつては、当該事項の水質測定記録表への記載を省略することができる。

九 前号の測定の結果の記録は、当該測定に伴い作成したチャートその他の資料又は前号ただし書に定める証明書（計量法第一百七条 ただし書に定める者から交付を受けた当該証明書に相当する書面を含む。）とともに三年間保存すること。

（排水の汚濁負荷量の測定等）
第九条の二 法第十四条第二項の規定による排水の汚濁負荷量の測定及びその結果の記録は、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量については次の各号に定めると

の汚濁負荷量を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

3 前項の指定地域内事業場の設置者は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、汚濁負荷量の測定手法を都道府県知事に届け出なければならない。届出に係る測定手法を変更するときも、同様とする。

4 排水を排出する者は、当該公共用水域の水質の汚濁の状況を考慮して、当該特定事業場の排水口の位置その他の排水の排出の方法を適切にしなければならない。

5 有害物質使用特定施設を設置している者又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該有害物質使用特定施設

ころにより行うものとする。

一 汚濁負荷量の測定は、環境大臣の定めるところにより、特定排水の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に関する汚染状態及び特定排水の量その他の汚濁負荷量の測定に必要な事項を計測し、特定排水の一日当たりの汚濁負荷量を算定することにより行うこと。

二 前号の測定は、日平均排水量が四百立方メートル以上である指定地域内事業場に係る場合にあつては排水の期間中毎日、日平均排水量が二百立方メートル以上四百立方メートル未満である指定地域内事業場に係る場合にあつては七日を超えない排水の期間ごとに一回以上、日平均排水量が百立方メートル以上二百立方メートル未満である指定地域内事業場に係る場合にあつては十四日を超えない排水の期間ごとに一回以上、日平均排水量が五十立方メートル以上百立方メートル未満である指定地域内事業場に係る場合にあつては三十日を超えない排水の期間ごとに一回以上行うこと。ただし、指定地域内事業場の規模、排水系統の状況、排水の系統ごとの汚染状態及び量その他の事情により、これらの測定の回数によることが困難と認められる場合であつて、都道府県知事が別に排水の期間を定めたときは、当該都道府県知事が定めた排水の期間ごとに行うこと。

三 測定の結果は、様式第九による汚濁負荷量測定記録表により記録し、その記録を三年間保存すること。

2 法第十四条第三項の規定による届出は、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量については次に掲げる事項を記載した様式第十による届出書によつてしなければならない。

一 特定排水の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に関する汚染状態、特定排水の量その他の汚濁負荷量の測定に必要な事項の計測方法及び計測場所

二 特定排水の一日当たりの汚濁負荷量の算定方法

三 その他汚濁負荷量の測定手法について参考となるべき事項

(点検事項及び回数)

第九条の二の二 法第十四条第五項の規定による有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該

又は有害物質貯蔵指定施設について、環境省令で定めるところにより、定期に点検し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

施設の設備に関する点検は、別表第一の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、第八条の三第二号、第八条の四第二号ハ、第八条の五第二号、第八条の六第二号に適合する場合は、講じられている措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。〈A基準〉

2 法第十四条第五項の規定による使用の方法に関する点検は、第八条の七第二号に規定する管理要領からの逸脱の有無及びこれに伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無について、一年に一回以上点検を行うものとする。〈A基準〉

3 法第十四条第五項の規定による点検により、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る異常若しくは有害物質を含む水の漏えい等（以下「異常等」という。）が認められた場合には、直ちに補修その他の必要な措置を講ずるものとする。〈A基準〉

（点検結果の記録及び保存）

第九条の二の三 法第十四条第五項の規定による結果の記録においては、次に掲げる事項を記録しなければならない。

- 一 点検を行つた有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設
- 二 点検年月日
- 三 点検の方法及び結果
- 四 点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名
- 五 点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容

2 前項の結果の記録は、点検の日から三年間保存しなければならない。

3 法第十四条第五項の規定による点検によらず、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る異常等が確認された場合には、次に掲げる事項を記録し、これを三年間保存するよう努めるものとする。

- 一 異常等が確認された有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設
- 二 異常等を確認した年月日
- 三 異常等の内容
- 四 異常等を確認した者の氏名

		<p>五 補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容</p> <p>第九条の二の四～第九条の二の七 (略)</p>
<p>(事故時の措置)</p> <p>第十四条の二 特定事業場の設置者は、当該特定事業場において、特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質を含む水若しくはその汚染状態が第二条第二項第二号に規定する項目について排水基準に適合しないおそれがある水が当該特定事業場から公共用水域に排出され、又は有害物質を含む水が当該特定事業場から地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質を含む水若しくは当該排水基準に適合しないおそれがある水の排出又は有害物質を含む水の浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>2 指定施設を設置する工場又は事業場（以下この条において「指定事業場」という。）の設置者は、当該指定事業場において、指定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は指定物質を含む水が当該指定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は指定物質を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>3 貯油施設等を設置する工場又は事業場（以下この条において「貯油事業場等」という。）の設置者は、当該貯油事業場等において、貯油施設等の破損その他の事故が発生し、油を含む水が当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>4 都道府県知事は、特定事業場の設置者、指定事業場の設置者又は貯油事業場等の設置者が前三項の応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、これらの規定に定める応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>		
<p>(地下水の水質の浄化に係る措置命令等)</p> <p>第十四条の三 都道府県知事は、特定事業場において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があつたことにより、現</p>		<p>(地下水の水質の浄化に係る措置命令等)</p> <p>第九条の三 法第十四条の三第一項又は第二項の命令は、地下水の水質の汚濁の原因となる有害物質を含む水の地下へ</p>

に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、環境省令で定めるところにより、その被害を防止するため必要な限度において、当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定施設を設置する工場若しくは事業場（以下この条及び第二十二条第一項において「有害物質貯蔵指定事業場」という。）の設置者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質の浄化のための措置をとることを命ずることができる。ただし、その者が、当該浸透があつた時において当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者であつた者と異なる場合は、この限りでない。

2 前項本文に規定する場合において、都道府県知事は、同項の浸透があつた時において当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者であつた者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）に対しても、同項の措置をとることを命ずることができる。

3 特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者（特定事業場又はその敷地を譲り受け、若しくは借り受け、又は相続、合併若しくは分割により取得した者を含む。）は、当該特定事業場について前項の規定による命令があつたときは、当該命令に係る措置に協力しなければならない。

の浸透があつた特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者又は設置者であつた者及び当該浸透があつたことにより地下水の流動の状況等を勘案してその水質の浄化のための措置が必要と認められる地下水の範囲を定めて行うものとする。

2 法第十四条の三第一項の必要な限度は、地下水に含まれる有害物質の量について別表第二の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の下欄に掲げる基準値（以下「浄化基準」という。）を超える地下水に関し、次の各号に掲げる地下水の利用等の状態に応じて当該各号に定める地点（以下「測定点」という。）において当該地下水に含まれる有害物質の量が浄化基準を超えないこととする。ただし、同項又は同条第二項の命令を二以上の特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者又は設置者であつた者に対して行う場合は、当該命令に係る地下水の測定点における測定値が浄化基準を超えないこととなるようにそれらの者の特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場における有害物質を含む水の地下への浸透が当該地下水の水質の汚濁の原因となると認められる程度に応じて定められる当該地下水に含まれる有害物質の量の削減目標（以下単に「削減目標」という。）を達成することとする。

一 人の飲用に供せられ、又は供せられることが確実である場合（第二号から第四号までに掲げるものを除く。）

井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口

二 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第二項に規定する水道事業（同条第五項に規定する水道用水供給事業者により供給される水道水のみをその用に供するものを除く。）、同条第四項に規定する水道用水供給事業又は同条第六項に規定する専用水道のための原水として取水施設より取り入れられ、又は取り入れられることが確実である場合 原水の取水施設の取水口

三 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十条第一項に規定する都道府県地域防災計画等に基づき災害時において人の飲用に供せられる水の水源とされている場合 井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口

四 水質環境基準（有害物質に該当する物質に係るものに限る。）が確保されない公共用水域の水質の汚濁の主たる原因となり、又は原因となることが確実である場合 地

		<p>下水の公共用水域へのゆう出口に近接する井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口</p> <p>3 法第十四条の三第一項の相当の期限は、第一項に規定する地下水の範囲、地下水の水質の汚濁の程度、地下水の水質の浄化のための措置に係る特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者又は設置者であつた者の技術的又は経済的能力その他の事項を勘案して、人の健康を保護する観点から合理的な範囲内で定めるものとする。</p> <p>4 第一項に規定する命令は、同項に規定する地下水の範囲、達成すべき浄化基準（同項の命令を二以上の特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者又は設置者であつた者に対して行う場合にあつては、削減目標）、相当の期限その他必要な事項を記載した文書により、当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者又は設置者であつた者に対して行うものとする。</p> <p>（測定方法） 第九条の四 前条第二項に規定する浄化基準及び削減目標は、環境大臣が定める方法により測定した場合における測定値によるものとする。</p>
<p>（事業者の責務） 第十四条の四 事業者は、この章に規定する排出水の排出の規制等に関する措置のほか、その事業活動に伴う汚水又は廃液の公共用水域への排出又は地下への浸透の状況を把握するとともに、当該汚水又は廃液による公共用水域又は地下水の水質の汚濁の防止のために必要な措置を講ずるようにしなければならない。</p>		
第二章の二 生活排水対策の推進		
第十四条の五～第十四条の十一（略）		
第三章 水質の汚濁の状況の監視等		
第十五条～第十八条（略）	第六条（略）	第十条（略）
第四章 損害賠償		
第十九条～第二十条の五（略）		
第五章 雑則		
第二十一条～第三十五条（略）	第七条～第十条（略）	第十二条～第十三条（略）

有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数
一 施設本体が設置される床面及び周囲（第八条の三ただし書に規定する場合を除く。）	床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	一年に一回以上
	防液堤等のひび割れその他の異常の有無	一年に一回以上
二 施設本体が設置される床面及び周囲（第八条の三ただし書に規定する場合に限る。）	床の下への有害物質を含む水の漏えいの有無	一月に一回以上
三 施設本体	施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無	一年に一回以上
	施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無	一年に一回以上
四 配管等（地上に設置されている場合に限る。）	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	一年に一回以上
	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	一年に一回以上
五 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合に限る。）	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	一年に一回以上
	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	一年に一回以上
	トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	一年に一回以上

六 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合を除く。）	配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	一年（危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第六十二条の五の三に規定する地下埋設配管であつて消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十一条第五項に規定する完成検査を受けた日から十五年を経過していないものである場合又は配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置若しくは配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の漏えい等の点検を一月（有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、三月）に一回以上行う場合にあつては、三年）に一回以上。ただし、配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。
七 排水溝等	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	一年（排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置の適切な配置、排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の地下への浸透の点検を一月（有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合にあつては、三月）に一回以上行う場合にあつては、三年）に一回以上
八 地下貯蔵施設	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む	一年（危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第十三条第一項に規定する地下貯蔵タンク又は同条第二項に規定する二重殻タンクであつて消防法第十一条第五

水の漏えい等の有無

項に規定する完成検査を受けた日から十五年を経過していないものである場合又は地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置若しくは地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の漏えい等の点検を一月（有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、三月）に一回以上行う場合にあっては、三年）に一回以上とする。ただし、地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。

規則別表2 （規則第九条の三関係）

有害物質の種類	基準値
カドミウム及びその化合物	一リットルにつきカドミウム〇・〇一ミリグラム
シアン化合物	検出されないこと。
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	検出されないこと。
鉛及びその化合物	一リットルにつき鉛〇・〇一ミリグラム
六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム〇・〇五ミリグラム
砒素及びその化合物	一リットルにつき砒素〇・〇一ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	一リットルにつき水銀〇・〇〇〇五ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇三ミリグラム
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム
一・二ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム
一・一ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグラム
シス一・二ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム
一・一・一トリクロロエタン	一リットルにつき一ミリグラム
一・一・二トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム
一・三ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム
チウラム	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム
シマジン	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム
ベンゼン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム
セレン及びその化合物	一リットルにつきセレン〇・〇一ミリグラム
ほう素及びその化合物	一リットルにつきほう素一ミリグラム
ふつ素及びその化合物	一リットルにつきふつ素〇・八ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	一リットルにつき亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量一〇ミリグラム
備考「検出されないこと。」とは、第九条の四の規定に基づき環境大臣が定める方法により地下水の汚染状態を測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。	

法 附 則 （平成二三年六月二二日法律第七一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する

（経過措置）

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の水質汚濁防止法第五条第一項の規定によりされている届出は、この法律による改正後の水質汚濁防止法（以下「新法」という。）第五条第一項の規定によりされた届出とみなす。

第三条 この法律の施行の際現に工場若しくは事業場において新法第二条第八項に規定する有害物質使用特定施設（以下「有害物質使用特定施設」という。）を設置している者（新法第五条第一項又は第二項の規定に該当する場合を除き、設置の工事をしている者を含む。）又は工場若しくは事業場において新法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設（以下「有害物質貯蔵指定施設」という。）を設置している者（設置の工事をしている者を含む。次条において同じ。）は、この法律の施行の日から三十日以内に、環境省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を都道府県知事（新法第二十八条第一項の政令で定める市（特別区を含む。以下この項において同じ。）の区域内の有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る場合にあっては、当該市の長とする。）に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、新法第六条第一項の規定による届出をした者とみなす。

3 第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第四条 この法律の施行の際現に有害物質使用特定施設を設置している者（新法第五条第二項の規定に該当する場合を除き、設置の工事をしている者を含む。）及び有害物質貯蔵指定施設を設置している者については、この法律の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、新法第八条第二項、第十二条の四及び第十三条の三の規定は、適用しない。

2 前項の規定に該当する者に対する新法第十三条の三第二項の規定の適用については、同項中「第十二条の四の基準の適用」とあるのは、「第十二条の四の基準の適用（水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十一号）の施行の日から起算して三年を経過することにより同条の規定が適用されることとなつた場合を除く。以下この項において同じ。）」とする。

（政令への委任）

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二三年八月三〇日法律第一〇五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

規則 附則 **〈B・C基準〉について** (B・Cの構造基準及びそれに対応した点検について)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年六月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に設置されている有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設（設置の工事がされているものを含む。）のうちこの省令による改正後の水質汚濁防止法施行規則（以下「新規則」という。）第八条の二から第八条の七までに規定する基準に適合しない部分がある場合には、当該施設のうち基準に適合しない部分については、新規則第八条の二から第八条の七までの規定は、附則第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第六条第一項に定める基準に適合する場合を除き、平成二十七年五月三十一日までは適用しない。

第三条 施設本体（この省令の施行の際現に存するものに限る。）が設置されている床面及び周囲のうち新規則第八条の三に定める基準に適合しないものに係る基準については、同条の規定は、当該床面及び周囲が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。

一 次のいずれにも適合すること。**〈B基準〉**

イ 施設本体が床面に接して設置され、かつ、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面が新規則第八条の三第一号イの基準に適合しない場合であつて、施設本体の下部以外の床面及び周囲について新規則第八条の三に規定する基準に適合すること。

ロ 施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等を確認するため、漏えい等を検知するための装置を適切に配置すること又はこれと同等以上の措置が講じられていること。

二 施設本体が、有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるよう床面から離して設置され、かつ、施設本体の下部の床面が新規則第八条の三第一号イの基準に適合しない場合であつて、施設本体の下部以外の床面及び周囲について新規則第八条の三に規定する基準に適合すること。**〈B基準〉**

2 前項の場合において、水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十一号）による改正後の水質汚濁防止法（以下「新法」という。）第十四条第五項の規定による点検は、新規則別表第一の一の項から三の項までの規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。**〈B基準〉**

有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数
一 施設本体が設置される床面及び周囲	床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	一年に一回以上
	防液堤等のひび割れその他の異常の有無	一年に一回以上

二 施設本体	施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無	一年に一回以上
	施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	一月に一回以上。ただし、目視又は漏えい等を検知するための装置の適切な配置以外の方法による施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行うものとする。

第四条 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続している配管等（この省令の施行の際現に存するものに限る。）のうち新規則第八条の四に定める基準に適合しないものに係る基準については、同条の規定は、当該配管等が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。

一 配管等を地上に設置する場合は、有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるように設置されていること。**〈B基準〉**

二 配管等を地下に設置する場合は、有害物質を含む水の漏えい等を確認するため、次のいずれかに適合すること。**〈B基準〉**

イ トレンチの中に設置されていること。

ロ 配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。

ハ イ又はロと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

2 前項の場合において、新法第十四条第五項の規定による点検は、新規則別表第一の四の項から六の項までの規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、前項第二号ハに適合する場合は、講じられた措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。**〈B基準〉**

有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数
一 配管等（地上に設置されている場合に限る。）	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	六月に一回以上
	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	六月に一回以上
二 配管等（地下に	配管等の亀裂、損傷その他の異常の	六月に一回以上

設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合に限る。）	有無	
	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	六月に一回以上
	トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	六月に一回以上
三 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合を除く。）	配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	一月（有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、三月）に一回以上

第五条 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続している排水溝等（この省令の施行の際現に存するものに限る。）のうち新規則第八条の五に定める基準に適合しないものに係る基準については、同条の規定は、当該排水溝等が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。

- 一 排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置又は排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられていること。〈B基準〉
- 二 前号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。〈B基準〉
- 2 前項の場合において、新法第十四条第五項の規定による点検は、新規則別表第一の七の項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、前項第二号に適合する場合は、講じられた措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。〈B基準〉

有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数
排水溝等	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	六月に一回以上
	排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無	一月（有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合にあつては、三月）に一回以上

第六条 地下貯蔵施設（この省令の施行の際現に存するものに限る。）のうち新規則第八条の六に定める基

準に適合しないものに係る基準については、同条の規定は、当該地下貯蔵施設が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。

- 一 次のいずれにも適合すること。〈B基準〉
 - イ 新規則第八条の六第一号ハに適合すること。
 - ロ 地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。
- 二 次のいずれにも適合すること。〈B基準〉
 - イ 新規則第八条の六第一号ハに適合すること。
 - ロ 有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、内部にコーティングが行われていること。
- 三 前二号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。〈B基準〉
- 2 前項の場合において、新法第十四条第五項の規定による点検は、新規則別表第一の八の項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、前項第三号に適合する場合は、講じられた措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。〈B基準〉

有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数
一 地下貯蔵施設（二の項に掲げるものを除く。）	地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	一月（有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、三月）に一回以上
二 地下貯蔵施設（前項第二号に適合するもの及び前項第三号に適合するもの（第二号と同等以上の効果を有する措置が講じられているものに限る。）に限る。）	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	一年に一回以上。ただし、地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。

第七条 附則第三条から第六条までの規定は、この省令の施行の日以降に新法第六条第一項の規定による届出がされた有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について準用する。

第八条 附則第二条に規定する施設のうち新規則第八条の三から第八条の六までの基準並びに附則第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第六条第一項の基準に適合しないものに係る新法第十四条第五項

の規定による有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の点検については、この省令の施行の日から平成二十七年五月三十一日までの間は、新規別表第一の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。<C基準>

有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数
一 施設本体が設置される床面及び周囲	床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	一月に一回以上
二 配管等（地上に設置されている場合に限る。）	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	六月に一回以上
	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	六月に一回以上
三 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合を除く。）	配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	一年に一回以上。ただし、配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。
四 排水溝等	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	一月に一回以上。ただし、目視が困難な場合において、目視以外の方法による排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無の点検を行う場合にあつては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。
	排水溝等の内部の水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無	一年に一回以上。ただし、排水溝等の内部の水の水位の変動の確認以外の方法による排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無の点検を行う場合にあつては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。

五 地下貯蔵施設	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	一年に一回以上。ただし、地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。
----------	---	--

2 附則第二条に規定する施設のうち新規別表第八条の七第二号に定める管理要領が定められていないものに係る新法第十四条第五項の規定による使用の方法に係る点検については、この省令の施行の日から平成二十七年五月三十一日までの間は、新規別表第九条の二の二第二項中「第八条の七第一項第二号に規定する管理要領からの逸脱の有無及びこれ」とあるのは「有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る作業」とする。<C基準>

第九条 水質汚濁防止法の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定による届出は、新規別表第一の例による届出書を提出して行うものとする。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

5 問い合わせ先(管轄機関)一覧

5 問い合わせ先(管轄機関)一覧

所轄区域	名称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号
別府市 杵築市 日出町	東部保健所	874-0840	別府市大字鶴見字下田井14-1	0977-67-2511	0977-67-2512
国東市 姫島村	東部保健所 国東保健部	873-0504	国東市国東町安国寺786-1	0978-72-1127	0978-72-3073
臼杵市 津久見市	中部保健所	875-0041	臼杵市大字臼杵字洲崎72-34	0972-62-9171	0972-62-9173
由布市	中部保健所 由布保健部	879-5421	由布市庄内町柿原337-2	097-582-0660	097-582-0691
佐伯市	南部保健所	876-0844	佐伯市向島1-4-1	0972-22-0562	0972-25-0206
豊後大野市 竹田市	豊肥保健所	879-7131	豊後大野市三重町市場934-2	0974-22-0162	0974-22-7580
日田市 玖珠町 九重町	西部保健所	877-0025	日田市田島2-2-5	0973-23-3133	0973-23-3136
中津市 宇佐市	北部保健所	871-0024	中津市中央町1-10-42	0979-22-2210	0979-22-2211
豊後高田市	北部保健所 豊後高田保健部	879-0621	豊後高田市是永町39	0978-22-3165	0978-22-2684
上記区域に関 わらず、日平 均排水量が50 ㎡以上及び瀬 戸内海環境保 全特別措置法 第5条第1項に 規定する特定 施設を設置す る特定事業場	大分県生活環境部環境保全課	870-8501	大分市大手町3丁目1番1号	097-506-3117	097-506-1748

* 大分市内に所在する事業場については、大分市環境部環境対策課(TEL:097-537-5622)にお問い合わせください。